

令和 6 年

# 三重県議会定例会会議録

( 12 月 2 日 )  
( 第 30 号 )

第  
30  
号  
12  
月  
2  
日



令和6年

# 三重県議会定例会会議録

## 第30号

○令和6年12月2日（月曜日）

---

### 議事日程（第30号）

令和6年12月2日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 議案第159号及び議案第160号  
〔提案説明、質疑、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第159号及び議案第160号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	46名				
1	番	龍	神	啓	介
2	番	辻	内	裕	也
3	番	松	浦	慶	子
4	番	荊	原	広	樹
5	番	伊	藤	雅	慶
6	番	世	古		明
7	番	吉	田	紋	華
8	番	石	垣	智	矢

9	番	山	崎	博
10	番	野	村	保夫
11	番	田	中	祐治
12	番	芳	野	正英
13	番	川	口	円
14	番	喜	田	健児
15	番	中	瀬	信之
16	番	平	畑	武
17	番	中	瀬	古美
18	番	廣		耕太郎
19	番	倉	本	崇弘
20	番	山	内	道明
21	番	野	口	正
22	番	谷	川	孝栄
23	番	石	田	成生
24	番	村	林	聡
25	番	小	林	正人
26	番	田	中	智也
27	番	藤	根	正典
28	番	小	島	智子
29	番	森	野	真治
30	番	杉	本	熊野
31	番	藤	田	宜三
32	番	東		豊
33	番	長	田	隆尚
34	番	今	井	智広
35	番	服	部	富男
36	番	津	田	健児

37	番	中 嶋	年 規
38	番	青 木	謙 順
39	番	中 森	博 文
40	番	山 本	教 和
41	番	西 場	信 行
42	番	中 川	正 美
43	番	稲 垣	昭 義
44	番	日 沖	正 信
45	番	舟 橋	裕 幸
46	番	三 谷	哲 央

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記 (事務局次長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	橋 本	哲 也
書 記 (議事課班長)	藤 堂	恵 生
書 記 (議事課主任)	辻	詩保里

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也
政策企画部長	小見山	幸 弘
地域連携・交通部長	長 崎	禎 和
防災対策部長	楠 田	泰 司

医療保健部長	松浦元哉
子ども・福祉部長	枘屋典子
環境生活部長	竹内康雄
農林水産部長	中野敦子
雇用経済部長	松下功一
観光部長	生川哲也
県土整備部長	若尾将徳
総務部デジタル推進局長	横山正吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤本典夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	佐波 斉
環境生活部環境共生局長	佐藤弘之
県土整備部理事	佐竹元宏
企業庁長	河北智之
病院事業庁長	河合良之
会計管理者兼出納局長	佐脇優子
教 育 長	福永和伸
公安委員会委員	吉田すみ江
警察本部長	難波正樹
代表監査委員	伊藤隆
監査委員事務局長	大西毅尚
人事委員会委員長	中村佳子
人事委員会事務局長	天野圭子

選挙管理委員会委員

富 永 健

労働委員会事務局長

林 幸 喜

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから、本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（稲垣昭義） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第159号及び議案第160号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

## 提 出 議 案 件 名

議案第159号 令和6年度三重県一般会計補正予算（第4号）

議案第160号 令和6年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

---

## 質 問

○議長（稲垣昭義） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。13番 川口 円議員。

〔13番 川口 円議員登壇・拍手〕

○13番（川口 円） おはようございます。新政みえ、津市選挙区選出の川口円です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

また、日頃お世話になっている皆様、そして御指導いただいている皆様に感謝を申し上げ、質問に入らせていただきます。

一つ目、避難所における暑さ・寒さ対策についてお伺いをいたします。

今年7月5日、6日と新政みえ、藤田代表をはじめ5名で能登町、珠洲市、輪島市にお伺いをいたしました。5日に訪問した能登町宇出津、宇部の宇、出口の出、津市の津、これでうしつと読むそうです、ここで開催されたあばれ祭について、少し紹介させてください。

能登町役場で勤務する小川さん、当時の地震のNHKのドキュメントに、それからあばれ祭のときのドキュメントに登場される職員の方です。小川さんより、あばれ祭を支援する我々の仲間を通じて、政治家が絶対にあばれ祭を見て実際に現場の話を聞いて感じてほしい、そして必ず参加してほしいというあばれ祭に対する強い要望をいただき、今回お伺いいたしました。この祭りは地震の影響もあり、町民の8割程度が開催に前向きではない中、いろいろな方々の協力を得て開催まで頑張ってたどり着いたという経緯、御苦労をお聞きしました。

いざ祭りが始まると、涙を流しながら開催できてよかったと感想を語る住民の姿、地域が一つになる場面を拝見し、祭りを継続することの大切さをひしひしと感じました。祭りはまちの力、祭りはまちの命、再生を願いつつ神様を壊す夜。地震も若いもん祭りの団結力があつたから何でもできた。祭りをなくしたら滅びるよ。祭りをやめるのは簡単です。しかし、同時に地域の活力も失う結果となることを痛感いたしました。

そして、余談ですが、歌手の松任谷由実さんも伊藤雅慶議員の隣で参加をされていました。

そして、6日、珠洲市では泉谷市長から直接、被災状況及び復興に向けての説明を受けました。地震発生から半年余り、問題は解体時に発生する瓦礫



の置き場、そして復興までの時間がかかってしまうほど住民が戻ってこない状況となってしまう、高齢化及び過疎化が進んでいる状況での住環境づくりなど課題が山積だということでありました。そして、本来は応接室で話を聞いてもらうのですが、電気は通っていたんですが、あいにくエアコンは使用できない状況なので、外のほうが涼しいのでということで、屋外にて1時間余りお話をお聞きいたしました。

今年は、8月に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。実際に災害が起これたら猛暑の中、避難所は大丈夫だったろうかと心配になりました。本県では、避難所となる体育館などの暑さ・寒さ対策について、停電時など空調設備が使用できない状況も含め、現在の対策、今後の方針についてお聞かせください。よろしくをお願いします。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） それでは、避難所における暑さ・寒さ対策について答弁いたします。

災害が発生した際、避難を必要とする人がちゅうちょなく避難するためには、どのような季節であっても避難所が避難者にとって安全で安心できる場であるということが重要だと考えております。

県が昨年度に実施した防災に関する県民意識調査におきましても、熱中症の発生など避難所の生活環境への懸念から、避難しようと思わないと回答している人が約2割に上っています。このことから適切な避難行動を促進するためにも、避難所の生活環境を整えていくことは防災対策を進めていく上で注力すべき重要な取組だと考えております。

一方、国が令和4年に実施しました避難所に関する全国調査によりますと、ストーブやスポットクーラーなどの冷暖房機器や空調設備を確保している県内の避難所は、約6割にとどまっています。

こうしたことから、県が策定しています市町向けの三重県避難所運営マニュアル策定指針の中で、冷暖房機器の設置や空調設備の整備などを市町に促すとともに、市町による避難所への冷暖房機器の設置や停電対策としての

非常用発電機の導入に対し、補助金により財政支援を行っております。

これに加えまして、今年度から新たに停電時においても自家発電装置で稼働する空調設備の整備に対して補助を行う制度を設けまして、今、市町に活用を働きかけているところです。今後もこういった取組を続けていきたいというふうに考えております。

また、避難所の中でも多くの避難者が集まることが予想される学校におきまして、暑さ・寒さ対策を進めていくことは喫緊の課題であると認識しております。

避難所に指定されている県立高校では、教育委員会が全ての武道場を対象に空調設備の整備を進めています。体育館につきましては、武道場と比べ規模が大きいため、年間の施工数には限りがありますが、来年度以降、順次着手することとしております。

国が先月閣議決定しました新しい経済対策には、避難所環境の抜本的改善に取り組み、避難所となる全国の学校体育館への空調設備について、ペースの倍増を目指して計画的に進めることが明記されております。

このため、国の経済対策、これ、まだ詳細な制度はこれからという部分もあるんですが、こういった対策の活用も検討しながら暑さ・寒さ対策を講じることができるよう、避難所となる施設の設置者である県の関係部局や市町と連携を図りながら取り組んでまいります。

〔13番 川口 円議員登壇〕

○13番（川口 円） ありがとうございます。

国のほうも国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策ということで、部長がおっしゃられたとおり、学校体育館への空調整備について、ペースを倍増ということも明記されているということと補足で、学校体育館の空調設備の光熱費については、設備設置の進捗を踏まえつつ地方交付税措置を検討すると、こういうところもコメントが記入されておりますので、この流れに沿って一刻も早く対応していただけるように、空調設備については引き続きお願いいたしたいと思います。

そして、珠洲市にお伺いしたときに、泉谷市長がおっしゃられていた、スポットクーラーは自分に当たるときは涼しいんだけど、なかなか全体を冷やそうと思うと難しい部分があるんですということで、応接室にはスポットクーラーがあるんだけど、皆さんに入っていただくと暑い思いをしていただくということになってしまうのでという指摘もいただきましたので、もし停電のとき、もしくは珠洲市のように長期間使えない場合のことも踏まえて、想定外が想定内に収まるような対策をしっかりと講じていただきたいと、このように思います。

暑いときに、大雨とかの対応というのは多いと思うんですけど、地震というのはなかなか冬場か寒いときのケースが多いんですかね。ということで、暑いときというのが命に関わってくるということになりますので、特に猛暑が今年の場合は続いていましたので、命を守るという部分でしっかりと対応できるような対策を市町とも連携を取っていただけて講じていただくようにお願いいたします。よろしく申し上げます。

続きまして、二つ目の、若者の抱える課題についてお伺いをいたします。

この若者の抱える課題については、若者が壊れていくことをしっかりと防いでいきたい、こういう思いで三つの項目について質問をさせていただきます。

1番目、闇バイトへの加担防止対策についてお伺いをいたします。先日、山内議員のほうも闇バイトについては質問されたところでありましてけれども、私のほうもしっかりと対策を講じていただきたい、こういう強い思いでおりますので、質問もさせていただきますと思います。

毎日というほど特殊詐欺、強盗など闇バイトに関する犯罪が発生しています。先日も2人組の強盗が入り住人にけがをさせて逃亡とニュースになっていました。世間では人手不足と言われている状況であります。闇バイトにはたくさん人が集まっていると、こういうふうにお聞きもいたします。強盗事件で逮捕されると厳しい刑罰が待っているにもかかわらず、このような状況になっているというのが現状であるかと思えます。

私は東京に行く機会があれば、できる限り日本駆け込み寺が行うごみ拾いに参加をさせていただきます。このごみ拾いに参加して感じるがあります。これからの日本経済は好景気か不景気か、また商売のトレンド、そして大人の抱える問題、若者の抱える問題、これから始まるであろう社会問題などについて感じます。数年前は特殊詐欺が大幅に増えてくる、こういうことを感じ、この場で一般質問をさせていただきました。

昨年には、今後、若者が関わる犯罪、闇バイトについて、現場では強盗のことはたたきと言われているんですけども、これが増加していくな、こういうふうに歌舞伎町でのごみ拾いを通じて感じたところです。

ですから、自分が開催する県政報告では、これから強盗が増加してくるので注意をしてください、そして防犯対策はセンサーライト、防犯カメラよりも防犯フィルム、雨戸の利用、玄関ドアはフックの使用をしてください、このようにお伝えしてまいりました。

なぜなら強盗は強硬に侵入してくるからであります。そして、日本の建築物では強盗対策はされていないからであります。

三重県内の調査で、昨年度、三重県警察本部が県内の高校生約3000人を対象にアンケート調査を行ったところ、約50人に1人がSNSを通じた募集に応じると回答したことが分かり、また闇バイトと思われる求人を見たことがあるかという問いには8%に当たる220人があると答えた、22人が実際に誘われたことがあると回答があり、三重県警察本部が教育委員会と連携し、中学生、高校生を対象に啓発活動を強化しているとお聞きをしています。

関東を中心とする一連の闇バイト強盗事件では、実行役ら45名が捕まっています。

また、三重県のお隣、愛知県では、下見と思われる不審者情報が寄せられ、問題となっています。

そして、先日、求人サービス会社の調査で、高校生を対象に実際の求人募集、正式などうか、普通の求人募集と闇バイトと思われる募集、どちらが闇バイトかという問いを行ったところ、8割が見抜けなかったとテレビ番組

で紹介されていまして。

個人情報入手し、そして脅迫しながら闇の仕事へと引き込む巧妙な手口から若者を守るための対策についてお伺いをいたします。教育委員会との連携も含めお聞きをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） 県警察では、犯罪実行者募集情報、いわゆる闇バイトに関する周知・広報啓発活動として、少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないため、そして応募行為を踏みとどまることができるように、その実態を伝える非行防止教室を開催しています。

特に中学生、高校生対象の非行防止教室では、行為の危険性を認識しないまま犯罪の首謀者に重大な犯罪に加担させられ、自らも犯罪者となってしまうこと、顔写真や住所等を送付することで犯罪に加担せざるを得なくなってしまうこと、強盗等の実行犯や特殊詐欺の受け子などとして犯罪の首謀者から都合よく利用された後、組織の捨て駒として切り捨てられてしまうことなど、闇バイトの実態について具体的に発信をしています。

若者に理解してもらいたいことは、闇バイトはアルバイトではなく、紛れもない犯罪行為であること、闇バイトに応募し強盗を指示されて人を負傷させたときは、強盗致傷罪として無期または6年以上の懲役に、人を死亡させたときは、強盗致死罪として死刑または無期懲役に当たること、銀行口座を開設して売り渡す、スマートフォンを契約して売り渡す行為も犯罪であり、その後、預貯金口座などを利用できなくなるなど、これまでの日常生活が一変しかねないこと、安易に応募し凶悪犯罪に加担した結果、一生を棒に振る可能性があることです。

今後も教育委員会などとも連携をいたしまして、様々な機会を捉えた周知・広報啓発活動に努めてまいります。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、高校での取組について答弁させていただきます

ます。

先ほど議員から御紹介がありましたように、令和5年度に三重県警察が2900人に実施した闇バイトに関するアンケートでは、SNSで高額報酬アルバイト・その場で手渡しという情報を見た場合に、約50人に1人の高校生が仕事内容を問い合わせる、もしくは申込みと回答いたしました。県教育委員会では、この結果を深刻に捉えておりまして、闇バイトの実態と危険性を周知し、若者が犯罪に巻き込まれないよう啓発していく必要があると考えています。

今、闇バイトへの加担防止対策として、三重県警察と連携した取組を進めています。

まず、闇バイトにも関わる非行防止教室を県立高等学校で実施しています。実施希望のあった学校に三重県警察の職員が訪問しまして、生徒に闇バイトの実態と危険性を伝えるなどの啓発を行っています。

本年の5月には、県内高等学校の生徒指導担当教員を対象にしまして、三重県警察の職員を講師に招き、闇バイトに関わって犯罪者になることのないよう生徒に指導するための方法について研修を行いました。各学校では、この研修内容を基に生徒に対しまして、長期休業期間中に闇バイトに関わることのないよう、終業式等の機会に闇バイトの危険性を伝えるなど注意を促しています。

それから、闇バイトがSNSを利用して募集されることが多いですので、情報モラルを含めた情報活用能力を身につけることができるよう、全ての生徒が情報Ⅰの授業において情報に関する法規や制度等について学習していますし、特別活動の時間においてもインターネット利用やSNSの危険性について学習するなどしています。

引き続き、三重県警察と連携した取組を進めていくとともに、保護者に対しても闇バイトの実態や危険性について周知しまして、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう取り組んでまいります。

〔13番 川口 円議員登壇〕

○13番（川口 円） ありがとうございます。

闇バイト、闇バイトって、この言葉って何か軽く感じるような表現で、私もしゃべると、そういうふう聞こえる。逆に聞く側も、バイトという言葉が入って、それが闇というだけで重大な罪になるようなイメージでなかなか受け入れにくいとか、感じにくいというのがありますので、警察本部長が警察庁にも、こういう表現はどうかかなと思いますので、機会のあるときにお伝えいただけたらというふうに思います。

当初は、特殊詐欺が主流で、その後、強盗が2年ぐらい前から単発で起こってくるわけですね、関東付近で。そこから組織化されて、今度は人の命を奪うような、組織化して何個か同じグループが強盗して、命まで奪ってしまうような状態が今になってきた。これ、特殊詐欺もスタートはそういう感じでなってきたんが強盗へ変わりつつあるのかなという気がいたします。警察本部長がおっしゃられたとおり、関わったら2年ぐらい懲役になって、強盗に入ったら5年以上、傷つけたら6年以上、人の命を奪ってしまったらもう死刑か無期懲役。

簡単に今、アンケートで8割ぐらいが見抜けないという状況の中で、約50人に1人の三重県の子が参加とか、応募に入ってくという状況の中で強盗に行ってしまったらと思うと、ある幸せな家庭のおうちが自分の子どもがそういうのに関わったがゆえに家庭崩壊する、入った相手先で人の命を奪うようなことがあったら、被害者の方のところの家庭も崩壊する、犯罪に加わった本人は懲役20年から、もしくは無期懲役となった場合、二十歳の子が、じゃ、幾つまで刑期を務めやないかんのか、こんな重大な事件が今、世の中に起こっている。それが我々三重県の若者のところにももう来ている。そして、逆に我々の家にもいつ強盗が入ってくるかも分からない、こういう時代になったような気がいたします。

昨日、三重県スポーツ少年団の役員の方とお話する機会がありました。小学校の高学年は闇バイトという言葉を知っている。なぜそういうことになったかと言ったら、指導者の方が闇バイトについて教えていただいていた

ということだったんですね。小学校の高学年になるともう知っている、中学校、高校はもう当然と、こういう状況だったと。我々もスポーツだけを教えるんじゃなくて、しっかりとそういうことも伝えながら、自分の指導している子どもたちが不幸な目にならないように頑張っていきたいと、こういうようなお話をいただきました。

警察のほうは、近隣住民から不審者に対する情報収集及び警察官の人材というか、パトロールしていただくのにも限界があるかというふうに思いますが、できる限りの対策を現場では講じていただいて、しっかりと三重県の地域を守っていただきたいと思います。

また、政府の国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策では、闇バイトによる強盗・詐欺への対策を強化する、多くの国民がその被害に遭う、または意図せず犯行に加担することのないよう取り組む一方で、犯罪者についてはそのツールを奪い、あるいは逃さないよう厳正に対処する、具体的には警察による広報や相談対応、犯罪者グループの取締りに必要な体制の確保や装備、資機材の高度化を進める。犯罪実行者募集に関するサイバーパトロールを求人メディア事業者及びSNS事業者に対する犯罪実行者募集情報の掲載防止及び削除の依頼等の取組を推進する。防犯カメラの設置、それからいわゆる青パトの整備、防犯ボランティア活動の拠点整備など、デジタル技術を活用した地域防犯力の強化への支援を行うとともに、引き続き防犯性能の高い建物部品の設置といった防犯対策強化の取組への支援を行うということで進んでいると思いますので、県警察本部におかれましては、しっかりと若者を守っていただけるような、そして若者が困って頼ってきたときは、しっかりと受け止めていただいて、対応をしていただきたいなというふうに思います。本当にこういうことに加担しない子どもをつくる三重県というふうになるように御尽力をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、2番目、OD（オーバードーズ）防止対策についてお伺いをいたします。

オーバードーズとは、市販薬や処方薬を過剰摂取することで急性中毒によ



る意識障害や錯乱を引き起こし、命に関わる危険があります。また、リストカット、自傷行為を伴っているケースが多いのも特徴で、自死につながっていきます。昨年10月から12月に実施した厚生労働省研究班の初の全国調査では、咳止め薬や鎮痛剤などの一般用医薬品、市販薬を過去1年間に乱用目的で使った経験がある15歳から64歳は0.75%で、約65万人と推計されることが今年の7月に発表されました。男性0.7%、女性0.8%、10代1.46%、20代0.59%、30代0.69%、40代0.2%、50代1.24%、60代0.51%という結果でありました。乱用に用いた市販薬の入手先は薬局、ドラッグストア等の実店舗36%、家の常備薬16%、インターネット4%、入手先不明56%だそうです。

先日も歌舞伎町でごみ拾いをさせていただく機会がありました。ごみ拾いをしていますと、精神安定剤0.25ミリグラム、また1ミリグラムのシートが、シートですからワンシートなんですね、これが捨てられている。それを拾うわけなんですね。少し前までは咳止め薬のシートが多かったというか、ほとんど同じ銘柄の咳止め薬のシートが落ちていて、それを拾うという状況だったんですが、今回は精神安定剤、処方箋を必要とするものが捨てられている。これを使用し、オーバードーズをしている状況と見受けられると。その状況というのは自然と地方に回ってくるので、我々のところにもそういう形で進んでくるということが考えられます。

そして、一緒にごみ拾いをしているメンバーにイランの女性とかミャンマーの若者、そしてトー横キッズの若者が何人かで私も一緒にごみ拾いをさせていただいて、トー横キッズの若者に薬のことについて改めていろいろとそのときに教えていただきました。その子は1ミリグラムを使う。0.25ミリグラムは容量が少ないんでということで、私は1ミリグラムを使っていたとかそういうこともお聞きしながら話を教えていただけます。この話を聞く難しさというのは、若者と話をするとき、大人がちょっとでも疑いを持つような目をしたり、違和感のある態度を取ったら、すぐに相手は見抜いてきます。この人は自分を信じているのか、この人は信じていないなど即座に見破ってきます。驚くほど見事なんですね。そのような緊張感の中で会話を進

めていきます。

そして、現状は若者のオーバードーズが今もなお増え続けているということを知りました。オーバードーズしながらアルコール度数の高いお酒を、特徴的なんですが、ストローで飲み、そしてリストカットをする、こういうケースが多いということでありました。

私も県内で通学途中の若者の中にオーバードーズをしているような、している子を見ているから、しているような感じの子が県内にも少なからず見受けられる、こういうふうに感じますので大変心配をしていますし、増えてきているように感じています。

一昨年にもオーバードーズについて質問をさせていただきました。その後のサポート体制は充実されてきているのか、特に病院に緊急搬送された場合の対応も含め確認のために質問させていただきます。よろしくお願いします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、オーバードーズ、市販薬等の過剰摂取につきまして県の取組について御答弁申し上げます。

市販薬等の過剰摂取につきましては、議員からも御紹介のあるように、全国で増加しておりまして、三重県においても令和5年に県内救急医療機関等に調査を行ったところ、市販薬等の過剰摂取を原因とする急性中毒の受診患者数は200人を超えているという状況にあります。

県では、薬物の過剰摂取に対応するために、未然防止、入手防止、再乱用防止の各段階において取組を進めております。

まず、未然防止の取組といたしまして、薬と健康の週間等の機会を通じまして、市販薬乱用の危険性を広く啓発しております。今年度から県の啓発資料に、市販薬の乱用に関する内容を新たに追記いたしました。それから、若年層に対しましては、小・中学校、高等学校におけるくすりの正しい使い方教室ですとか薬物乱用防止教室などを開催し、医薬品の適正使用について啓発を行っております。従来は大麻や覚醒剤等の違法薬物に関する内容が中心でしたけれども、昨年度から市販薬についても強調して伝えているところで

ございます。

また、入手防止の取組につきましては、ドラッグストア等に対し販売数量の制限や声かけなどの販売規制の周知・徹底を図るとともに、保健所の立入検査により確認・指導を行っております。

それから、県では、薬物クリーンみえ推進協議会という民間団体、関係機関等で構成する協議会を立ち上げておりますけれども、昨年度に初めて日本チェーンドラッグストア協会にも参加いただきまして、乱用目的での購入が疑われる場合には、寄り添い・声かけ等をしていただきたいということで改めて依頼したという状況でございます。

また、再乱用防止の取組でございますけれども、生きづらさを抱えている若者が心の悩みを相談できるよう、県のこころの健康センターや保健所におきまして電話や来所等で相談に応じております。令和3年度からはSNSを活用した相談も開始したところでございます。

また、議員から御紹介のありました自助グループ等や依存症の治療拠点機関と連携しまして、本人の状況に応じて困り事の整理、生活支援、専門治療の受診等につなげながら、回復と再乱用の防止にも取り組んでおるところでございます。医療機関へ救急搬送された方が専門医療機関や各種相談窓口につながるができるよう、これは議員がおっしゃいましたけれども、相談窓口を記載したリーフレットを県内の救急患者の受入れを行う医療機関に配布したり、本人やその家族に適切な相談窓口を案内いただくよう協力の依頼を行っているところでございます。

県としては、引き続きこれらの取組を一体的に進めながら、市販薬の乱用防止につなげてまいりたいと考えております。

〔13番 川口 円議員登壇〕

○13番（川口 円） ありがとうございます。

しっかりとサポートしていただいて、オーバードーズももう本当に命を落とすかどうかというところになりますので、つなげていただくというのが本当に大事ななというふうに思います。不登校の子も一緒に、複雑にいろんな

ことがかみ合って、なかなかそれをひも解いていくのが難しいというのがこの過剰摂取の方にも共通する部分がありまして、そういう意味ではしっかりとつないで、心の引っかかるとる部分というか、いろんな複合的な部分をひも解いていただいてリカバリーしていただくということは、つなげていただくしなかなか難しいのかなというふうに思いますので、しっかりと引き続きつなげていただける体制づくりをしていただきたいなと思いますのと、一つ、高校生にやっぱりどのぐらい、闇バイトと同じように、経験したことがあるかとか調査を1回やっていただいて、実態を把握していただくのが一番かなというふうに思いますので、教育委員会の協力もいただきながら、ぜひ進めていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2の(3)自殺対策についてお伺いをします。

最近、鉄道での人身事故が特に金曜日から月曜日に多いような気がします。本当は全ての駅に防護柵を都心部のようにつくっていただくと大幅に事故が減少するんじゃないかというふうに思いますけれども、これは大変難しい問題だと思いますのでちょっと置いとかせてもらって、今、三重県は担当部署、そして関連機関が本当に頑張っていて、自殺者の数も年々減少してきている状況であると思いますけれども、しかしながら困難を抱える方々は潜在的にたくさん見える状況だというふうに感じます。

先ほどオーバードーズの救急搬送の方の統計の数字が200人。三重県の、残念ながらお亡くなりになった方も200人強ですね。その倍ぐらいの方が実際救急搬送されている。その部分以外に薬を過剰摂取して、そこまで至っていないという方が潜在的に見える、こういう状況の中で、たまたま私に子どものような年代の親友がおりまして、虹源って書くんですけど、これ本名なんですね。18歳の親友がいるんです。

先日もうれしい連絡をいただきました。LINEで、円さん、こんばんは。「は」というのは伸ばすんですね、若い子は。元気ですかーもこう伸ばすんですね。久しぶりに声聞きたいです。電話しましょー。しょーと伸ばすんですね。いつでもOKですと、こう来るわけです。普通の大人なら、

ちょっとこの言葉遣いはどうなんとか思うんですけど、私は結構慣れとるもんですからすぐ電話して話をして、2時間ぐらい話をさせていただきました。

本当はその虹源というのは後で紹介しますが、やっぱりいろんな経験があって、アップダウンというか、気持ちの沈むときがあって、10月が大変な状況だったというふうに聞いていまして、声を聞きたいと言うからこれはえらいことやとすぐ電話したら全然元気で、違うことを2時間ぐらい話をさせていただいて、いろいろ教えてもらったわけですけど、この虹源というのは実は脳外科のお医者さんの息子で、ちょうど小学生のときぐらいに本人いわく、（手で示す）このぐらいの書類をお父さんにバーンと渡されて、人生設計を全部そこに書かれて、おまえは俺の後継ぎになるんやということで、本当に大学に入って二千何年に医者になるまでとなっとっらしいです。その管理下、本人は小学生で鬱病になったと。家にも学校にも居場所がなく、頼れる大人も一人もいない、こういう状況で11月23日に三重県に来たんでちょっといろいろ話を聞いたら、当時、ベッドから動けない、トイレも行けない。じゃ、どうしてたん。ペットボトルを切って小は入れていました。じゃあ、大はと言ったら、バケツみたいなところに部屋の中でしていました。じゃあ、水は。自分の出したものをそのまま飲みました。こういう状況が小学校ぐらいだったらしいです。

中学校2年生の頃には、もうこのまま家におったらいかんというので家を飛び出し、歌舞伎町にて居酒屋のキャッチを中学校のときに始めたり、4年ぐらいト一横に入り浸っていたと。中学校3年生の頃にオーバードーズにより、ビルの4階から飛び降りて、神様がまだ生きとけていうことで助かった。

高校1年生のときには、全日制の優秀な進学校らしいんですけど、退学して、また鬱病でひきこもって、後に自転車で日本一周をした。その日本一周したときには、2万円のお金を持って1日でお金2万円がなくなって、次、何をしたかと言うと、コンビニで残飯を食べたと。ちょっとびっくりしたのは日本一周、自転車でいきますから山の中で泊まるときもあるんですよ。

山の中ではどうするのと聞いたら、僕はトカゲと虫を食べましたと。それで、生き延びましたと。そんな考えられやんことをやりながら18歳まできた子どもなんです。若者なんですね。

今度はバイクの免許を取ったもんですから、日本一周をバイクでしたいということで、ちょうど7月20日に新政みえとして、伊勢神宮で廣議員のバックアップをいただいて、御垣内参拝を行った後に出発式を行って、日本一周をバイクで進めながら、夏休みに自殺をする若者が一人でも少なくなるように自分がその経験と、そして自分の世代の気持ちも分かるし、お父さん、お母さんの気持ちも分かるので、間に入って何かできることないかなんていって全国を駆け巡りながら、10月半ば頃になったんですが、日本一周を終えたという状況であります。

その若者からいろいろ話を聞いて、1、2、3に私の中で自分の経験と聞いた話でつながるわけなんですね。一番自殺対策でいいのは、経験のある人が今度は人を助けてもらうというような形に変えていっていただくのが一番いい状況かなというふうに思って、私自身も1人の親友として虹源という若者を応援させていただいておるところです。また、12月7日には津市一志町の人権フェスティバルで講演も行いますので、時間のある方はお越しいただけたらというふうに思います。

話はまた替わるんですけども、県外なんですけど、9月にちょうどホテルの階段からカップルが飛び降りる事件があり、2人が亡くなるということがありました。当時は亡くなった若者の友達が死にたいと落ち込んでいるのを私は実際に話を聞いて、全員が、6人ぐらいいたと思うんですけど、死にたいと言って、亡くなった人の写真を見せてもらいながら話を聞いたことがあったんですけど、その後、二十日後ですね、新たなカップルが飛び降り、また2人が同じ場所で亡くなった。これはもうさすがに新聞に載るような事件だったんですけども、その4人のうちの何人かは残念ながら私自身も話をさせていただいたことがある若者であって、非常に心の痛い思いをしたというのが9月だったんですね。三重県内でも若者の自殺というのが公表され

ていないのですが、私自身、あるように思っています。

本県の自殺対策について、過去からどのように取組を強化して進めていただいているのか、その進めているところについてお伺いをさせていただきたいと思います。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 本県の自殺対策について、過去からどのような取組を強化しているかという御答弁を申し上げます。

本県の自殺者数は、近年減少傾向にありましたが、コロナ禍におきまして心身の健康問題、経済・生活問題等が重なり、自殺リスクが高まったことから、電話相談を土日祝日も含め毎日24時まで対応できるように相談体制を拡充いたしました。加えて、若者が相談しやすいようにSNSを活用した相談も開始し、令和5年度の相談件数は合計で3342件というふうになっております。

先ほど議員からも御紹介がありました自殺者数は、令和5年度に減少に転じておりまして、人口10万人当たり自殺死亡率は、全国で17.4でございましたが、本県では15.8と全国平均は下回っているという状況でございます。

また、全国の小・中・高校生の自殺者数が令和4年に過去最多となったことから、本県におきましても教育委員会と連携いたしまして、若者への取組を強化しておるところでございます。例えば、各学校でのSOSの出し方教室の開催ですとか、相談者へのアウトリーチに加えまして児童生徒の状況に応じて、自殺リスクが高い場合には、精神医療に係る専門的なアドバイザーを派遣したりしております。

また、令和5年度からは、地域、学校、職場等でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対して声かけや傾聴などの支援ができるように、メンタルヘルスや鬱病等への正しい知識と理解を持つ心のサポーター、これを新たに養成を始めたところでございます。

県といたしましては、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指しまして、今後も社会環境の変化を踏まえ、取組の充実を図ってまいりた

いと考えております。

〔13番 川口 円議員登壇〕

○13番（川口 円） ありがとうございます。

自殺を予防するために、先ほどもお話したように、複合的な悩みを抱える方に寄り添える体制づくりというのが大切だというふうに私自身は考えておりまして、三重県としてですが、どのように取り組んでいかれるのか、この部分をお聞かせください。

○医療保健部長（松浦元哉） 県だけの取組では限界もあることから、県内では、いろんな民間団体が活躍をされております。

例えば、聴いていただくこと、傾聴ですとか電話相談、自殺予防の啓発、支援者を人材育成していただけるような、そういう民間団体がございますので、県では、そういった取り組む民間団体に対しまして補助金を交付して支援をしているところでございます。

それから、そういった方々と連携できるように、民間団体、市町、保健所で顔の見える関係づくりを行っております。

例えば、死にたいといった相談があった場合には、保健所職員が連携して緊急対応を行ったり、アウトリーチを行うなど、連携しながら長期的に寄り添うような体制を行っております。

県としては、自殺リスクのある人を支えていくことができるよう、日頃からそういった民間団体と事例検討とか研修会を開催しながら、行政機関や関係機関だけでなく、民間団体を含めたネットワークの充実に努めながら、包括的な自殺対策を推進してまいりたいと考えております。

〔13番 川口 円議員登壇〕

○13番（川口 円） ありがとうございます。ぜひよろしく願います。

本当は国で生命庁というのがあって、一本化して複合的な部分に対応してもらえるような対策を取っていただくのが一番いいと思うんですが、そういう体制ではないのでしっかりと三重県のほうでやっていただいて、命を守っていただけるような体制づくりを引き続きお願いいたします。



ありがとうございます。

それでは、3番目、香良洲海岸の松枯れについてお伺いをします。

その前に、中川原橋の早期完成・開通に向け知事、県土整備部長をはじめ関係者の皆様に大変御尽力いただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、津市香良洲町は白砂青松の海岸線約2キロメートルを有し、夏場には観光客で海水浴場にもぎわう、そういう地域であります。

しかし、最近では松枯れが一挙に増え続け、海岸及び堤防を含め方向的には北側から南へと松枯れが進んでいるように感じます。今では、200本を超えるぐらいの松枯れの数となっているかと思えます。原因はマツクイムシではないかと言われ、このままでは近々全滅するような危機的状況になっています。

また、自治会要望としても優先順位を繰り上げて三重県のほうに要望していただいとるというふうにもお聞きをしています。

これまでの県の対応と今後の対策についてお伺いをさせていただく前に、少し状況を見ていただきたいと思います。

(パネルを示す) ちょっと夕方なんで日陰になっていますが、この茶色が松枯れですね。これは海側ですね。(パネルを示す) これがちょっとアップした感じで、これ全部枯れています。(パネルを示す) これが堤防の左側が海、右側が内陸、内側ですね。これもずっと右手、枯れてきています。

(パネルを示す) これが少し近くで、ちょっと暗いんですが、右全部枯れています。(パネルを示す) 最後、これがずっと枯れている状況ですね。

この状況について、県の対応と今後の対策、そして対策が完了した後の復元も想定した未来の方向性についてもお聞きさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長(若尾将徳)** それでは、香良洲海岸の松枯れについて御答弁いたします。

県が管理する津松阪港香良洲地区海岸には、暴風や波しぶきの飛沫から人家等を保全する目的で堤防天端に松を植樹した飛沫帯を設けているところがあります。

数年前から飛沫帯の松枯れが発生しておりまして、倒木による海岸利用者や堤防等への影響が懸念されたことから、県では毎年、倒木のおそれがある枯れ松を年間5本程度伐採して対応してきたところであります。

しかしながら、今年度7月頃からマツクイムシ等による松枯れの進行が著しくて、隣接する津市が管理する公園等も含めて香良洲地区の海岸全域に広がっておりまして、全体で数百本程度の枯れ松が存在しておりまして、これまでの伐採の対応では間に合わない状況となっているところであります。

この状況を踏まえて、県では、海岸管理者として予算を確保しまして、まず海岸の利用者が見込まれる香良洲高台公園周辺の海岸北部の伐採と、あとは議員が御指摘されましたように南へ進行しておりますので、拡散防止措置として海岸南部の枯れ松の最南端のところの伐採を優先して進めるとともに、利用者に対する倒木等の注意喚起も行っているところであります。

今後も引き続き、健全な松に松枯れが拡散しないように、松枯れの状況に応じて伐採箇所を選定して、効果的な伐採を実施してまいります。

また、松枯れの進行状況にもよりますが、来年度までには松枯れを全て伐採する予定で作業を実施していくことを考えております。

また、伐採後の植樹等についてであります。松枯れの収束状況に応じて、地域の皆様の声を聞きながら、必要な対応については検討していきたいというふうに考えております。

いずれにしても、周辺公園を管理している津市とも情報共有・連携して、適切な海岸の維持管理に努めてまいります。

〔13番 川口 円議員登壇〕

○13番（川口 円） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

知事、現場って見に行っていたことってないですね。よかったら、また現地を見ていただいて、国土交通省の経験を基にまた県土整備部長に御

指示いただきながら早期の改善に向けて御尽力をいただきたいと思いますが、一言いただけたらありがたいですが。

○知事（一見勝之） 様子を見ながら、議員からお話もいただきましたので、どこかのタイミングでというふうに思っております。

〔13番 川口 円議員登壇〕

○13番（川口 円） では、よろしく願います。

皆さんに防災対策、そして若者の抱える課題、そして地元ネタで、緊急を要する状況ですのでしっかりと対応をお願いしたいというふうに思います。

私自身、最近、一日一生という言葉に肝に銘じてやっけていまして、一日一生というのは比叡山の大阿闍梨、酒井雄哉さんが千日回峰行を2回やられた伝説の方で、その人が一日一生ということで、1日が一生だということで悔いのない1日を過ごして頑張っていきたい。今日も悔いのない質問させていただきました。

ありがとうございます。よろしく願います。（拍手）

## 休 憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

---

午前11時10分開議

## 開 議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。2番 辻内裕也議員。

〔2番 辻内裕也議員登壇・拍手〕

○2番（辻内裕也） 桑名市・桑名郡選挙区選出、自由民主党の辻内裕也とい  
います。今日もよろしくお願ひいたします。

昨年この11月定例会議で私にとって初めて県議会での一般質問を、そ  
して3月には総括質疑の機会をいただきましたけれども、いずれもやや持ち  
時間を超過する傾向にありますので、今日は残り時間に十分注意をしながら、  
最後までゆっくりと質問したいと思います。

この10月には衆議院議員総選挙が、そして先日は地元の桑名市の市長選挙  
がありましたけれども、両方の選挙ともそれなりの立場で関わらせていただ  
いたんで、その中で改めて地域の課題というものも見えてきました。私はそ  
の地域の皆さんからお力を与えていただいて、今、この場に立って質問して  
おりますので、これからもその課題に丁寧にお応えをしながら、そちらの質  
問だけではなくて、あらゆる場面でそういった皆さんの声をしっかりと県政  
にもお届けをしていきたいというふうに思っておりますので、改めまして皆  
さん、これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議長の御了解をいただきましたので質問に入りたいと思います。

今日も実は農林水産部にたんまり質問を用意しておりましたが、基本的に  
所属する常任委員会の所管事項については、本会議の一般質問では担当の部  
局長には質問しにくいという一定の議会のルールというか、慣例があります  
ので、じゃあ、少し視点を変えて教育委員会や雇用経済部、デジタル推進局  
に質問をします。

ただ、これその思いはいずれも農業にあって、例えばこの農産物とその生  
産現場に対する理解を深めるための取組であるとか、この農家の所得を上げ  
ていくために、さらにスマート農業を導入する上の課題の整理、いずれもこ  
うしたことにつながっていく質問ですので、直接農林水産部に今日は質問す  
ることはありませんが答弁によっては再質問でお答えを求める場面もあろう  
かと思いますので、その際はぜひよろしくお願ひいたします。

まず、防災対策部に質問します。今年も残り1か月弱となりました。元日  
には能登半島で大変大きな地震があって、そして9月、その被災地でまた大

変大きな豪雨災害が発生いたしました。県内でも8月、台風第10号の影響で護岸の欠損であるとか河川の氾濫、また地元の桑名市でも県立桑名北高校のり面の崩壊といった被害がございました。

特にこの能登半島の二つの災害では、残念ながら大変な人的な被害がありましたし、今なお多くの方が避難生活を余儀なくされているので、本当ならばこういつたとき、お見舞いの言葉を申し上げるべきなんだろうけれども、あの惨状を前に、その言葉さえなかなか見つけることができません。被災地に思いを寄せることは大事なだけでなく、そのときにその皆さんにかける言葉って軽いものであってはならないと思っています。特に私なんかがこの場でそういうことを申し上げたとしても、あの被災地の復興には何の役にも立たないわけであって、私にできること、できたことというのは本当に限られていて、僅かではあったけれども現金をお送りしたり、また、県も輪島市の分のふるさと納税を代行受付していただいておりますが、ふるさと納税の制度を使って応援していく、正直、この程度のものであります。

ただ、こういった中でも全国から多くの方が被災地にボランティアに入られていますし、これまで御説明いただいとるように、三重県からも延べ1700名以上の方が被災地での活動に、今も従事をされています。

県の職員だけじゃなくて、市町の職員も消防、救急、DMAT、医療関係者の皆さんや学校教育関係者の皆さん、そして県警察からも災害派遣隊をお送りいただきました。私は現地に行く勇気がなかったんで、こうして実際に被災地に入られて被災者の皆さんのための活動に当たられた皆さんには、本当に心から敬意を申し上げたいし、またこうした決断をしていただいた知事や県警本部長をはじめ関係の皆さんには、心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

その上で、当然これからも私も能登半島への思いを寄せながらではありませんけれども、私は三重県の皆さんに選んでいただいて今、この場に立っているんで、その責任として今やるべきことは、近い将来、近いかどうかは別にして、この先、この地域で同じような災害が発生したときに、その被害を少

しでも軽くしたい、限りなくゼロにしたい、そのために今できることは全部やりたいと思っています。

この地域における防災・減災対策については、これまでも県だけではなくて国も市町も今までも今もできることは全部やっていただいていると思います。県議会でもこれまで多くの先輩議員が質問やすばらしい提案をされてきていますし、例えばさきの議会でも緊急浚渫推進事業債の延長を求める意見書であるとか、学校における防災対策の充実を求める意見書、これらは、全会一致で国に提出もいたしました。できることは全部やる、やるべきことは言い訳せずに全部やる。それは人の命がかかっているからです。

ただ、残念ながら、この先、我々が行政も議会もできることを全部やったとしても、その被害を完全にゼロにすることはできない。自然の力の前では、我々人間の力というのはまだまだ全然足りない。

だから、改めて、これはもちろん公助でできることを全部やった上での話ではあるけれども、改めて自分の身を自分で守れるというか、自分の身を自分で守れる準備ができる方については、しっかりと準備をしてくださいということを我々はもっと責任を持って言うべきやと思っています。なぜならば、それが結果として自分や自分の家族の命を守ることにつながるからです。

つまり、今、改めてその自助への意識をどう高めていくのかということが問われていると思っていて、このことはこれまでも県の地域防災計画の中でも、防災の日常化という概念の定着を図ることが必要ということが基本的な考え方として一番初めに書かれています。

そこで、まずは今回、能登半島地震の被災地での支援活動を通じて得た知見や気づきを（資料を示す）このようにまとめいただいておりますけれども、自助への意識を高めるという点でどういった気づきがあって、この防災の日常化という概念の定着を図る上でどういった課題があるのかということについて、お答えをいただきたいと思っています。お願いいたします。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） それでは、自助の意識の向上に向けた取組、そ

して防災の日常化を進めていく上での課題について、答弁をさせていただきます。

能登半島地震では、道路の寸断などにより、多くの孤立集落が発生しまして、住民への生活物資の供給が困難となりました。

また、帰省客など滞在人口の多い元日に地震が発生したため、備蓄物資そのものが不足するという場面も発生しました。

こうした事態に備えるためにも、県民の皆さんに食料品や飲料水の備蓄など日頃から自助の取組を進めていただくことが重要であると、改めて認識をしたところです。

先ほど議員から紹介のありました防災の日常化。これを進める上で、防災意識が時間の経過とともに薄れていくということが課題だと考えております。

県が毎年実施している防災に関する県民意識調査におきましては、「東日本大震災発生時には防災意識を持ったが、時間の経過とともに防災意識が薄れつつある」と答えた方が、平成30年度には21.6%でしたが、令和5年度は50.2%と半数を超えております。

こうした傾向を踏まえ、県民の皆さんの防災意識を高めることに加え、その状態を維持して対策や備えにつなげていただくことが必要であると認識しております。

この意識を高める鍵は、県民の皆さんに災害を他人事ではなく我が事として捉え、自らが災害にあった際のイメージを持っていただくことが必要だと考えており、主に二つの側面から取組を進めていきたいと考えております。

まず、1点目は啓発です。県が実施しているシンポジウムやイベントにおきまして、日常生活で無理なく災害への備えを行っていただく取組や近年の災害事例での取組を紹介するなど、工夫をしながら啓発を行っていきます。

2点目は参加です。防災意識を高める上で、家庭や学校、地域を巻き込んだ取組を実施することが効果的であると考えています。

例えば、文化祭や運動会に防災の要素を取り入れるなど、楽しみながら参加し、防災を学んでいただける取組を、県の関係部局や市町と連携しながら

実施をしていきます。

このような取組を一つ一つ積み重ねながら防災意識を高め、防災の日常化の定着を図っていきたいと考えております。

〔2番 辻内裕也議員登壇〕

○2番（辻内裕也） 改めて自助とは何かと言うと、自分や自分の家族の命を守るために、各々ができる準備をしっかりとやるということで、防災・減災の自助というのは、自分が被災して初めて自助を意識するのではなくて、ふだんからどう備えることができるかということが自助であります。

自助の取組というのは、例えば食料や飲料水の備蓄とか自宅の耐震性の確保とか避難経路の確認なんかがあるわけでありましてけれども、今回、能登半島の地震では、被災地への進入路が限られて、その孤立した集落への支援が課題となりました。その後、国も消防庁では能登半島地震の教訓を踏まえて、地方自治体が地域防災計画を改定する際に参考となる基準を見直しました。住民に求める食料、水などの備蓄について従来は3日分としていたのを改めて最低3日間、推奨1週間と明記をしました。

そこで県内の家庭における防災対策の状況を御覧いただきたいと思います。

（パネルを示す）これを見ていただくと、感染症対策に必要な物品を確保していると答えた方の割合が41.8%と最も高く、例えばこの3日分以上の飲料水を備蓄しているのが39.5%、3日分以上の食料を常に確保している御家庭が29.9%となっています。

この中でやはり気になるのが、3日分以上の飲料水を備蓄しているのがわずか39.5%ということなので、これは3日分以上なんで中には1日分の水さえ確保できていない家庭もあると思われる中で、やはり水というのは全ての場面でマストアイテムになってくるんで、家庭での備蓄についても優先的に進めていく必要があると思っています。

また、このことについては、昨年の、令和5年版県政レポートに係る意見でも、防災県土整備企業常任委員会から同様の意見も出されております。

そこで改めてこの国の今回の基準の見直しを踏まえて、家庭での備蓄を進



めていくための取組について確認をいたします。

○防災対策部長（楠田泰司） 家庭での備蓄を推進していくためには啓発が大事なのですが、その啓発もより具体的に、より実践的に内容を伝えていくことが大事ではないかと思っています。

そういった視点で三つの視点で取り組みたいと考えておりまして、1点目は備蓄に必要な量や期間を示すことです。具体的には1人1日3リットル程度の水、1人1週間6本程度のカセットボンベ、こういうようなものを3日から7日分の備蓄を呼びかけていきます。

それから、2点目は日常的な備蓄です。備蓄を特別な準備として考えると負担になり、なかなか備蓄が進まないという要因にもなってきます。そこでふだん使っているものを災害時にも活用できるフェーズフリーの考え方や、食品を多めに買っておきまして、そして賞味期限の近いものから消費するローリングストック法、こういったものを紹介していきたいと思います。

そして、3点目は定期的な見直しです。備蓄品を買ってそのまま置いとくんではなくて、買替時期や量などを家族で確認してもらい、そういうきっかけとなるような広報を風水害の多い時期とか過去に地震が起こった時期、こういったものに合わせて行ってほしいというふうに、このように考えております。

〔2番 辻内裕也議員登壇〕

○2番（辻内裕也） ありがとうございます。

少し時間が押していますが、最後にちょっと知事にも伺いたと思います。今回、これを質問するに当たって何度か防災対策部の職員にも来ていただきましたが、結論としては、なかなか答えはないなと思いました。やはりどうしても個人の意識によるところが大きいんで、そこにどうやって政策を打っていくかってなかなか難しいと思います。

ただ、大事なところなんで最後、知事に伺います。知事、私は昭和54年の9月26日の生まれです。45歳になりました。そこから20年遡ることの昭和34年9月26日に、あの伊勢湾台風がこの三重県を襲いました。三重県だけでも

死者・行方不明者1200名以上で、台風被害としては明治以降、最悪の被害となって、これを機に国は災害対策基本法の制定に動きます。

今年の9月26日、私、まず桑名市の長島町の伊勢湾台風遭難者法要というものに参列しました。伊勢湾台風では、長島町だけで383名の方が亡くなっています。そして、その日の夜は知事にもおいでいただきましたが、伊勢湾台風のつどいということで、毎年9月26日は桑名市では、改めて伊勢湾台風で被害に遭われた皆さんを偲んで、この災害の記憶や伝承について地域みんなで考える、そんな日になっています。

今回の聞いた話で一番記憶に残ったのは、今、69歳の方なんで発災当時、3歳か4歳です。長島町の松蔭地区といってここは揖斐川沿いで長島町では一番南に位置するところですが、伊勢湾台風の時、長島町では、まずこの松蔭の堤防が決壊したというふうに言われています。御家族も含めて皆さん御無事だったんですが、わずか3歳か4歳の方がこの迫り来る水からどうやって難を逃れたかと言うと、ちょうどそのときに堤防の上に松の木があって、その松の木にその方のお父さんは自分自身の体を自分で縄で縛って、その方を抱きかかえながら、一晩中、抱き抱えながら迫りくる水から自分の子どもの命を救いました。お父さんも御家族も皆さん御無事やったんですけども、夜が明けるとその方の家も周りの家も全て流されていました。当時は農耕に牛とか馬が使われとったんで、その牛や馬が流されるとききの鳴き声が今も耳から離れないというような話をされていた方もみえました。

これはやっぱり大変な話で、こういう話を聞くと私でも改めて台風にちゃんと備えなあかんというふうに思うし、先日、世古議員の総括質疑に対する答弁ですね。南海トラフ地震の臨時情報が出たときは、その間、防災みえのアクセス数がふだんより増えたという話もありました。こういうことがあると我々の災害に対する意識は一時的に高まるけれども、それを続けていくというのがやはり難しいなと思います。

そこで知事は海上保安庁の元次長。日本の周辺環境が大変厳しい中で、毎日が国家レベルの危機管理を担う組織の次長であり、実質的なトップが知事

だったわけで、そういう意味では私は知事は危機管理のプロでもあるというふうに思いますが、知事はそういった経験を踏まえて政治家として、我々にどういうアクションを起こせば、我々県民の防災に対する意識が高まって、そしてこの防災の日常化という概念の定着を図ることにつながるのか、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（一見勝之）　今まで防災の関係、3年程度にわたりまして御質問いただきましたので、その都度、申し上げておりますが、幾つかのキーワードがあります。

戦力の一挙投入が大事だ。これは今も変わりません。それから、意見具申をちゃんと指揮官が聞くこと。それで、より正確な判断をすること。3点目で言うと、指揮官先頭ということも申し上げました。私が先頭に立って防災はやらないとうまく動かないということ、いろいろ言ってまいりました。

自助に関して言うと、議員がおっしゃったとおりですし、なかなか難しさがあります。それは県民の方に動いていただかなあかんからです。

その当時につきましては、先ほど楠田部長が申し上げたとおりで、我が事感を持ってやるということなんですけれども、これもかつて県議会でお答えをしましたが、防災の関係のキーワードの一つ、経験が全てということです。

例えば、先ほど海上保安庁のお話をいただきましたので海上保安庁の例で申し上げますと、尖閣諸島という島があります。ここの周りに中国の公船が徘徊をしています。日常的に徘徊をしています。これは実際に見ないと分からない。私が海上保安庁のときも、そして大臣秘書官のときも行って上空から見ましたが、見た経験がないと分からないものです。

例えば、能登半島地震で言うと、焼け野原になった輪島市の朝市の状況、それから3メートル程度も隆起した海岸。これ、実際に見ないと分からないので、ぜひ議員も現場に行ってみてきていただきたいと思います。

それもありまして、私は今回の能登半島地震のときに、県庁職員にも多くの人になるべく現場に行ってくれと。これは支援に行くんですけど、そして

現場を見てきてほしいということを出ていってもらいました。

さらには、平成5年に北海道南西沖地震で30メートルの津波に襲われた奥尻島、以前、海上保安庁のときに奥尻に行きまして町長と知り合いなものですから、これも今年から、三重県の人間に行ってもらいました。4人行ってもらって、実際に向こうで津波の記念館にも行ってもらいました。やはり見ると大きな衝撃を受けて、対策を立てないかんということを考えるわけです。

先ほど議員からお話がありましたが、私自身も海上保安庁の経験だけではなしに、航空局のときにも東日本大震災対応をやりましたし、それから鉄道なんかですとJR福知山線の事故、これは災害ではないですけども、事故対応もやりました。多くの災害とか事故の現場を経験しています。指揮官に経験がないと現場の職員の士気は下がります。加えて、効率的な手も打てないというふうに思っております。

県民にも経験してもらうことは大事なんですけど、災害を起こすということは無理なんで、そのときは、令和3年の10月15日に御同僚の小林副議長が御質問いただいたことに対して私が答弁していますが、防災に大事なものは何かということで、想像力ということをお答え申し上げております。能登半島もイメージが大事でありまして、あの災害のイメージがあるうちに対策を考えて県民に自分で何をやらないかんか。例えば、備蓄もそうです。それから、避難所への避難もそうです。いろんなことを考えてもらう必要があります。鉄は熱いうちに打たなきゃいけません。喉元過ぎれば熱さを忘れるのが我々ですので、常に我々は言い続けること、こういうことがありますよというのを言い続けるということが大事かなと思います。

そういう意味では、今回、具体的な話を申し上げますと、気づき集、先ほど掲げていただきましたが、80項目にわたる気づき集をつくりました。実はこれをつくつとる県は三重県と岐阜県ぐらいです。多くの県が救助に行っています、支援に行っていますけどつくっていない。行きっぱなしとは言いませんけれども、ちゃんと反省をして、それを南海トラフ地震に生かしてかなあんというふうに思います。

具体的に言うと、孤立集落をどうするのか、それから空中消火をどうするのか、トイレカーをどうするのかというような辺りを考えていく必要がある。さらには11月12日に、これは知事になってずっとやってきたものが結果になった防災ナビですけれども、これで県民の皆さんは自分がどこへ避難したらいいのか、何を備蓄せないかのか、これも分かるようになっていきます。

12月8日の志摩市での総合防災訓練では、そういったやらなきゃいけない項目を今回やることにしていますので、初の実践的な訓練になろうかなというふうに思っておりますが、我々行政が県民の方に自助を求めていくのはずっと言い続けること、こんな事態が起こりますよと、伊勢湾台風もそやと思えますけど、言い続けることが大事かなと思っております。

〔2番 辻内裕也議員登壇〕

○2番（辻内裕也） 知事、ありがとうございます。

今の知事のお話は聞いている人にすごく伝わったと思います。私、市議会議員から数えると議員になって14年目になりますけれども、私にも日々、地域の皆さんからいろんな御相談をいただきます。そのほとんどは金があったら何とかなるかなというものが正直多いんですけれども、それでもやっぱり長年の慣習があつてなかなかうまくいって進まなかったり、中には利害の調整みたいなことが必要なときもあるんで、よくよく考えると金も大事なんやけれども、そこに関わっている人の気持ちをどう動かすかというのが難しいなって最近よく思います。

例えば今、若い人が三重県から東京に行きます。当然、そこには移動の自由があるので、それを我々が無理に止めることはできないし、例えば結婚する、せえへんとか、子どもを産む、産まへんというのも、これは個人の自由なんで、そこに政治がどんだけ入って行ってええかって、これはいろいろな考え方ありますけれども、でも命が一番大事なんで、当たり前ですが、命が一番大事なんで、その命が事前の準備が足らなかったから救える命も救えなかったとか、守れる命も守れなかったということは、これは絶対にあつてはならないし、それを単にその個人の意識の責任ということだけで片づけ

てはあかんと思っています。

だから、そこに我々が、政治がまだできること、やらなあかんことがあるんじゃないかと思って、私、自分の中で答えがないまま今、質問していますけれども、それでもやっぱり大事なところなので最後、知事にお話を伺いたいと思いました。

私は知事のような知見も経験もまだまだないんで、なかなかそういったお話はできませんけれども、こういった責任のある立場をいただいていますんで、しっかりと地域を歩いて、命を守る上での課題があればしっかりとお伝えしていきたいというふうに思うし、私自身もこの命を守る自助への意識を高めていきたいというふうに思います。

次に、教育委員会に質問をします。私は前職は12年間市議会議員をやりましたが、教育委員会に質問したという記憶はないんで、今日初めて質問させていただきます。と言いながら、農業についてというか、農業や農家の皆さんのこと思いながら質問したいと思います。

私なりに今年の農政を考えると、一つはやはり食料・農業・農村基本法の改正と地域計画の策定かなというふうに思っていて、改めてこの国に農業をどう残していくのかということ国全体でもそれぞれの地域においても考える、そんな1年になっていると思います。

食料・農業・農村基本法の改正については、日本の農業を取り巻く環境が変わってきた中で、25年ぶりに改正されました。今、来春を目途に食料安全保障の確保を基本理念に基本計画がつくられています。日本の農業の課題ってあまたあると思いますけれども、例えば今で言うといろんな生産のコストが上がっていますが、農業についてはそのコストを販売価格に転嫁できないという課題があって、今回の基本法の改正の中でも持続的な供給に要する合理的な費用を考慮しなくてはいけないということで、先日も江藤農林水産大臣が、この生産コストの増加については生産者だけで賄うことが難しくなっている中、持続的な食料の供給を可能にするためにも、合理的な価格の形成が必要だと述べられて、この適正な価格形成に向けた仕組みづくりを進めて

いく考えを示されました。

ここについては、先週、石田議員からも法制化を含めてという御紹介もございました。

ただ、この適正な価格形成の仕組みというのは、当然その農家の経営の安定につながる一方で、それは消費者にとっては負担につながるという面もあるんで、やはりこの社会全体の理解がないとなかなか政策として進めていくのは難しいかなというふうに思っています。

そこで、まずは学校の食育でこの農業、農産物やその生産現場に対する理解を深めるためにどのような取組があるのかということについて、御説明をいただきたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、県内農業を取り巻く厳しい環境について、食育の一環としてどう教えているのかということについて、答弁させていただきます。

学校における食育につきましては、食べ物を大切に、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心を持つことなど、国が示す視点に基づいて、学校給食を生きた教材として活用して実施しています。

食育においては、県内農業について学習することにも力点を置いています。

まず、各学校が作成する食に関する指導の全体計画というのがあるんですけども、ここに年間で使用する地場産物を明記し、給食時の指導をはじめ授業や学校行事等の中で、地域の産物や食文化について理解を深める取組を推進しています。

それから、小学校の社会科では、米農家が安全・安心な農作物を生産するためにやっている工夫や努力について学んでおりますし、農業所得の確保をめぐる課題や担い手不足、高齢化といった課題も取り上げて学習しています。

それから、中学校の社会科においては、食料自給率の現状や課題について学び、自分の生活との関連を踏まえ理解を深めています。

今後も食育を教科横断的に、しかも発達段階に応じて進める中で、県内農

業に係る現状や課題についての理解が深まるよう、市町の教育委員会とも連携して取り組んでまいります。

〔2番 辻内裕也議員登壇〕

○2番（辻内裕也） ありがとうございます。

今日、私が農業に関する質問を農林水産部ではなくて教育委員会やこの後、雇用経済部やデジタル推進局にも質問しますが、これはなぜかという、食べることは生きることなんで、食べるものをまず国内でしっかり確保するというは政治の重大な責任で、その多くを担っているのはやっぱり農業なので、その農業や農家の皆さんの声にしっかり応えていきたいというのは私の政治活動の一つの柱になっています。

農業って別に食料を供給するためだけにあるのではなくて、そこには例えば農地には自然の環境を守ったり洪水を防止する機能があったり、また地域の文化を伝えていく上で、その真ん中に田んぼや米作りがあったりするんで、私は農業というのは生きることやと思っていますんで、その農業をこの国にどうやって残せるかということは、農家と農林水産部だけが考えるのではなくて、やっぱり社会全体でもっと考えたいというのが今回の質問のベースになっています。

私は今年度、伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会という委員会に加えていただいていますけれども、何度か委員会で県内外調査であるとか参考人の皆さんからお話を伺う機会がありました。多くの話に共通していたのは生産への支援をしっかりとやりながら、その生活の中でお茶との接点をどうつくっていくのかということがお茶を飲む文化を守って、それが結果としてお茶の消費にもつながるということを多くの方が言われていました。

先日、この委員会で静岡県の掛川市に行きました。静岡県は大変なお茶どころですけども、静岡県でもお茶業界を取り巻く情勢は大変厳しくて、今、掛川市では今を有事、有事という大変とがった言葉を使いながら、（資料を示す）この掛川茶未来創造プロジェクトというものを立ち上げて、世界に誇れるお茶のまちの実現を目指しています。掛川市役所の庁舎が大変すばらし



くて、中に入ると5階まで吹き抜けになっています。各階のフロアはお茶の段々畑をモチーフにしたデザインになっています。そしてそのフロアにはお茶畑の中にある防霜ファンが設置されています。市役所の庁舎の中に防霜ファンが置いてあります。そこを見た誰もが、ああ、ここがお茶畑だと分かる、そういうつくりになっています。

私、さらにすばらしいと感動したのは掛川のまちです。お店に入ると、そこにはいろんなお茶を使ったメニューがあり、お茶を使ったお土産があります。そして、夜、居酒屋に行くと、1杯目の乾杯は緑茶ハイです。緑茶ハイでの乾杯が静岡県ではスタンダード。頑張っているのは行政だけではなく、やっぱりその地域の皆さんがお茶を作ってきたプライドとか、もう1回お茶でこのまちを売り出すんだというマインドを持っているところが大変すばらしいなというふうに思いました。

今、教育長から子どもたちに向けた農業への理解を深める取組について御説明いただきました。それ自体は大変すばらしいし、これからもしっかりと進めていきたいと思えますけれども、そこからもう一歩前に進んだ、地域とか家庭と一緒にあったような取組があればなおいいなと思いましたが、いかがでしょうか。

**○教育長（福永和伸）** 各学校では地域の農家の協力の下、茶摘みとか米作りといった農業体験活動を積極的に実施しております。その際には生産量とか消費量の減少や担い手不足等の課題について、農家の方から講話をいただく等の取組も行っています。

また、家庭との連携という意味では、家庭で食生活を振り返る機会となるように、みえの地物が一番！朝食メニューコンクールというのを実施しております。児童生徒は保護者に助言やコメントをもらいながら、地場産物を使用した朝食づくりに取り組んでおります。

今後も市町教育委員会とも連携しながら、家庭や地域とともに食育の取組を進めていきたいというふうに思います。

〔2番 辻内裕也議員登壇〕

○2番（辻内裕也） ありがとうございます。

すみません、もう少ししゃべりたいんですが、ちょっと時間がないので次に行きます。

知事は農業の議論には、その農業にどう持続性を持たせるのかという視点が大事だということをよく言われます。今回の食料・農業・農村基本法の改正も恐らくそういった考え方がベースになっているのだと思いますが、私なりにその農業の持続性というのを考えるときに、まずはやはり農地が要るんで、その農地を守る。そして、農地を守っているのは農家の皆さんなんで、その農家の皆さんの生活を守る、この二つが絶対に必要だと思っています。

ただ、この農地を守る基盤整備については、これは金も時間もかかるんで、ここは私は国がしっかりとやるべきやというふうに思っています。

この農家の生活を守る、つまり、所得を上げていくということですが、これも正直、三重県がめっちゃ頑張ればとか、桑名市がめっちゃ頑張れば、そこの地域の農家の所得が一気に上がるという仕組みにはなかなかありませんが、ただあれもできやん、これもできやんと言ったら農業がなくなっちゃうんで、何とか三重県が頑張っこの地域の農家の所得に結びつく需要を直接つくることできないかというふうに考える中で、その数少ないチャンスが学校給食であります。

なぜ学校給食が農家の所得に結びつくかと言うと、それが地場産物の使用です。（パネルを示す）これは文部科学省の調査になりますが、令和5年度の学校給食における地場産物の三重県の使用割合は57.3%ということで、全国平均をやや上回っておりますが、中には山口県の87.2%であるとか栃木県の77.7%というところもございますので、まずは現在の三重県の地場産物の使用割合に対する評価と地場産物を給食で使う上での課題があれば教えていただきたいと思います。

○議長（稲垣昭義） 辻内議員に申し上げます。本質問の答弁の際には、議員待機席へお願いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、学校給食において地場産物食材の利用拡大のための取組、それから課題について申し上げます。

まず、この答弁をするときには必ず申し上げておかなければならないと思っているんですけども、学校給食に求められる食材の要件について、まずお話ししておきたいと思います。学校給食は、安全・安心な食材を安定的に供給する必要がありますので、使用する食材は一定の要件を満たすことが求められます。

特に重要な要件としまして、1、食物アレルギー対応等のため使用する食材が確実に納入されること、2、異物混入等の事故を防止するため、規格がそろったものが納入され調理作業が安全に行えること、3、大量調理に対応できるよう安定した供給数が確保されること、4、保護者負担を考慮し、適正な費用負担の範囲内とすることなどが挙げられます。

地場産物食材の利用拡大は、この要件を踏まえることを前提に、積極的に進める必要があると認識しています。

それから、課題についても少し触れますと、近年、学校給食運営方式は、管理面や大量調理の面で合理的な共同調理場方式に変わってきています。この方式の場合、複数の学校へ平等に多くの給食を提供するために、一定量の食材をまとめて確保する必要があるとして、地場産物食材の利用拡大を図る上での課題になろうかと思えます。

こうした中での地場産物食材の利用拡大に係る取組ですけれども、学校給食への地場産物食材の利用拡大を図るため、県農林水産部の主催の下、各地域の栄養教諭の代表が参加しまして、規格や価格、発送等について事業者と協議する場を設けております。ここで地場産物の加工品の実現に向けて検討する取組を行っています。

これにより成功例も生まれています。例えば、収穫後、掘り切れなかったタケノコを原料とした桑名産のメンマ水煮や規格外品を加工する木曾岬産のカットトマトなどが提案され、継続的な利用に対応し得る生産体制と県内各地の発注に対応できる流通体制が整えられた後、学校給食に活用されると

いったものです。

教育委員会では、また今年度から学校に新たな地場産物食材を取り入れてもらうために、市町教育委員会に県産農産物の食材を紹介する取組も始めることとしています。

引き続き、地場産物食材の学校給食への利用拡大に向けて積極的に取り組んでまいります。

〔2番 辻内裕也議員登壇〕

○2番（辻内裕也） ありがとうございます。

今の私の話って、要は県が金を使って農家から物を買ってそれを使ってよという話なんで、何のひねりもないし、とても政策と言えるようなものでもありません。

ただ、今の農家の平均年齢って大体70歳なんで、この国に農業を残していくのかどうかは、少しオーバーに言うと、この5年が勝負かなというふうには私は思っていて、この間でできることは全部やりたいし、やってほしいと思っています。

先日、地元の水土里ネットとの意見交換会に、三谷議員と日沖議員と倉本議員と小島議員と石垣議員と一緒に参加しました。そのときも5年が勝負という話だったんですけども、地域の農業を残していくのに、今、行政からの支援のスピードがもう圧倒的に足りない、もう後がない中で今、助けてもらえへんかったらもうこの後がないんやというような話を切実とされました。改めて、今の農業を今、支える仕組みが必要やと思います。

農業だけじゃなくて、政策って長い時間かけてやらなあかんもんもありますが、今すぐにとっかからんとあかんもんもあって、やっぱり農業については今、70歳でもう明日にでも農業をやめようかなと思っっている今の農家を助ける仕組みというのは私、絶対必要やと思っっています。もちろん、農家の数が減って農地が集約されて生産性が上がるという考え方はあるんだけど、でも一定数は絶対要るわけやし、その数を守るかどうかというのが今まさにこの瞬間やと思っっています。

子どもたちも食べるもんです。その子どもたちも食べるものを作っている農家をどう守るかということは、教育委員会も一緒に考えてほしいと思っています。話をしながら教育委員会に何か無理なこと言うとなんとも思いながら質問していますが、教育長からはそれ以上のお答えをいただけると思っています。

なぜ学校給食で地場産物を使うかと言われたら、それはまずは食育の視点からというのが教育委員会の答えにはなると思いますが、それでもあえてもう一度伺います。なぜ地場産物を使う必要があるのかということとこの使用割合は当然しっかりと引き上げていただきたいと思えます。それについての意気込みも伺いたいと思えます。

あわせて、農林水産部にも、今、学校給食で地場産物を使っていく上の課題について御説明いただきました。それに対して農林水産部としてはどういった支援ができるのか。

以上、教育長と農林水産部に質問いたします。

**○教育長（福永和伸）** 今、辻内議員が言われたこと、よく理解させていただきます。地産地消が地域の農業の活性化につながるということは大変重要です。ですので、先ほど答弁でも全力を尽くすということは申し上げました。

ただ、食物アレルギーを出したらあきませんし、また食中毒、異物混入、それから窒息などが絶対起きてはなりませんので、そこは最優先です。

その上で全力を尽くしたいという答弁でございますので、どうぞよろしく御理解いただければと思います。

**○農林水産部長（中野敦子）** 農林水産部といたしましても、先ほど教育委員会から答弁されておりましたように、加工品というふうな形で、今、活用していただいていますけれども、それに加えて、さらに生鮮の食材につきましても、その収穫量が多い安定供給が可能な旬の時期を選んで、栄養教諭の方に活用方法などの提案をさせていただいております。学校の希望に応じて、JAをはじめ食材を納入する事業者、生産者とのマッチングを行っ

ておりますので、必要に応じて生産者への技術的な支援というのも行って、その利用が拡大するように、さらに引き続き県としての支援を行ってまいりたいと考えております。

〔2番 辻内裕也議員登壇〕

○2番（辻内裕也） ありがとうございます。

次に、県産品の輸出について質問をいたします。

この後、しばらく国内の人口は減っていきますので、農産物だけではなくて全てのこの国内の市場が縮小していく中で、新たに需要をつくっていかうと思うと、海外への販路をどう確保するかということが必要になってきます。

国も大変力を入れていて、（パネルを示す）昨年の輸出額は1兆4541億円ということで過去最高となっていて、10年前と比べると約2.6倍になっています。

ただ、課題もあって、まずALPS処理水の放出に伴って中国が水産物の輸入の停止措置を今も続けておりますので、中国向けの輸出が大幅に減っています。

（パネルを示す）そして、私が非常に問題だなと思うのは、全体では伸びていますが、品目別に見ていくと、上位にくるのがいずれも加工品のソース混合調味料であるとか清涼飲料水、米菓を除く菓子、これはチョコレートなんかが入っていますが、こうした品目の輸出が生産者の所得とどう結びついているのかということについては、さらなる調査が必要かなというふうに思っています。

そこで、県も県産品の輸出については大変力を入れていただいておりますけれども、県産品の輸出を通して、県内の生産者の所得とどう結びつけていくのか、その取組について雇用経済部に質問いたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、御答弁申し上げます。

国内市場が縮小する中で、農産物をはじめとする県産品の需要を拡大していくためには、輸出の促進が極めて重要であるというふうに考えております。

このため、官民一体となったプラットフォームである三重県農林水産物・食品輸出促進協議会を設置し、商談機会の創出や訴求力の高い商品開発支援などの取組を行っているところでございます。

その取組の中では、例えばですが、米国向けに伊勢茶の輸出が決まるなどの成果につながったり、あるいは商品開発におきましては県産大豆フクユタカを使った先進技術で加工しました大豆チーズの開発などにつながっております。

今後も県産品の輸出拡大に向け協議会が一丸となり、商談機会の創出やニーズに合った付加価値の高い商品開発の取組を支援いたしますとともに、海外でのPRに積極的に取り組んでまいります。こうした取組がひいては農業者をはじめとする生産者の所得向上につながるものと考えております。

〔2番 辻内裕也議員登壇〕

○2番（辻内裕也） 関連して知事にも質問しますが、先日、西場議員の総括質疑に対する答弁で、県の課題として県産品を輸出する上で組織が非常に課題であるという御答弁があったと思いますけれども、県産品を輸出する上で、組織を含めてどういった課題があるのか、知事のお考えを伺いたいと思います。

○知事（一見勝之） 組織につきましては、以前も答弁させていただいたかもしれませんが、その組織で働いている人に基本は任せるべきだと私は思っています。特に細部の設計については。

したがって、知事や役所、大臣とか市町もそうかもしれませんが、あんまり細かいこと言うのはよくないと。

ただ、大卒については指示をするのは大事だというふうに思っています、私も国の組織で働いてきまして、うち5年は実働機関、海上保安庁ですが、実働機関というところで働きました。ここは最も効率的な組織じゃないかと、人の命がかかっている、自分たちの命もかかっているんで、効率的な組織運営をしているところです。

かつ、私は役人としては、どっちかという、法令組織畑の人間でありま

すので、組織についてはある程度分かっているつもりです。さらに2年間、民間の企業でも働いていました。

三重県庁の組織を見てみますと、この3年間見てきた中で私の感想で申し上げますと、取りまとめめ、これは組織の世界では総括整理事務と言いますけど、その力はちょっと弱いような気がしております。各部に任せ過ぎているところがあるんじゃないかと。ちょいちょいそれは直してきているつもりであります。

輸出に関して申し上げますと、先ほど雇用経済部長がお答えしましたが、農産品も含めて全体的な取りまとめ、実はこれは雇用経済部でやっています。今の雇用経済部長、立派な部長ですし、過去に変な部長がおったとは思いませんけれども、農林について実は難しい話なんですけど、私も局長を経験しているんで分かるんですけど、自分の担当部、担当する事務を持っている人が全体の取りまとめってなかなかできやんです。

例えば、県産品でターゲットとする国はここだと、ここは農林でターゲットとする、違いが出てくることあるんですけど、これを雇用経済部、例えば原部と、あるいは原局と言いますが、そこに任せておくとやっぱり自分ところの組織を優先してしまうんです。人の子であればそれが人情なんですね。

なので、それをちょっと考えやないかななど。ですから、担当する部ではなくて、全体の取りまとめをする部に作戦なり考えてもらわなあかなというのを御答弁で申し上げたところでございますので、これからちょっとまた総務部を含めて検討してもらおうと思っておるところです。

〔2番 辻内裕也議員登壇〕

○2番（辻内裕也） ありがとうございます。

それぞれ御答弁いただいて、県産品の輸出強化をして、それが県内の生産者の所得をしっかりと引き上げていくというところについては、改めて確認できたと思います。

また、知事も10月にフランスとドイツに行ってください、来年もベトナムとタイですかね、そこにも行っていただくということで、知事、海外駐在



経験は非常に長くて、そうした経験を通じた現地での知事のトップセールスに対する期待というのは大きいものがあると思います。

ただ、毎日知事にトップセールスやっていただくわけにもいきませんので、知事のそうしたお考えを一つの戦略として形にできる組織をつくっていただくということは体制の強化にもつながるというふうに思っておりますので、お願いをいたします。

次に、あったかいDXということで、デジタル推進局に質問します。

要は、デジタルデバイド対策について聞きたいくて、私がこの間、マクドナルドに行ってモバイルオーダーができなかったという話をしようかなと思っていたんですが、時間がとれないんで、デジタルデバイドをどうなくしていくのかということで、要はデジタルが使える人から見ると、デジタルデバイドと言われても何かよく分からへんし、それによって自分がやっぱりどうやって損しとるかということも何かよく分からないので、そのデジタルデバイドの定義というのが何で、デジタルが使える私がどうなったら県としてはデジタルデバイドが解消されてというふうに考えて、そのために県は私に何をしてくれるのかということについて答弁いただきたいと思います。

〔横山正吾総務部デジタル推進局長登壇〕

**○総務部デジタル推進局長（横山正吾）** デジタルデバイドの解消をどう捉えて、県はどのように取り組んでいくかということなんですが、デジタル社会の進展によってデジタルサービスがたくさん出てきて、それで恩恵を受けているというところもあるんですけども、一方で、デジタルに不慣れな方がやっぱりそれを使えない、十分恩恵を受けていないという現状もあるというのは認識しているところです。

県のほうでも、みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画の中で、「誰もが、直接的、間接的にデジタルの恩恵を受けることができる社会」ということで、その形成に向けて取組を進めているところです。

例えば、高齢者向けのスマートフォン講座とか書かない窓口の導入など、そういったことに取り組んでいるところでございます。

県としましても、県民の皆様のデジタルに対する不安に寄り添いながら取組を着実に進めて、誰もが日常的にデジタルの恩恵を受けられる社会を目指してまいります。

〔2番 辻内裕也議員登壇〕

○2番（辻内裕也） 私、デジタルについての知識が圧倒的に不足しているので、今言われた答弁を自分の中で処理して、すぐに再質問できる能力はないんですけども。

ただ、何となく今思ったのは、その答弁、デジタルが得意な人がつくっていますよね。

今回デジタル推進局からもレクチャーに来てもらったんですが、最初に来られた方はデジタルがめっちゃ得意な方やったもので、私とは全く話がかみ合わなかったんです。多分、その方が悪いのではなくて、その方は私が何が分からなかったかということも分からなかったと思うんです。やっぱりデジタルデバインドをなくしていくという中で、デジタルが分からん人がそこにかんでいかんと、なかなかデジタルデバインドってなくならんのかなというふうに思います。デジタル推進局にデジタルの分からん人を置いてくださいと言おうかなと思いましたが、ちょっと時間がないので次に行きます。

最後は宿泊税について伺います。

私、宿泊税の導入に真っ向から反対というわけではありません。もちろん宿泊税の導入の意義というのは一定理解をしておりますけれども、ただ仮に課税されるとなると、宿泊者にとっては値上げ、値上がりになるし、その税の徴収、納入というのは基本的に、いろんな仕組みあるのかもしれませんが、宿泊事業者が担うことになるんで、やっぱりその対応は丁寧な対応が必要だというふうに思っています。

昨年、中嶋議員の一般質問に対して知事も同様のことを言われておりましたけれども、その後の県の取組について伺います。

〔生川哲也観光部長登壇〕

○観光部長（生川哲也） 宿泊税につきましてお答えいたします。

宿泊税につきましては、観光地としての魅力を高め、旅行者の受入体制の充実を図るなど、持続的な観光振興に係る新たな財源としまして、本年11月現在におきましては、全国で10の自治体、三つの都府県と七つの市町でございしますが、導入しております、直近でも数多くの自治体において導入に向けた検討が行われているところでございます。

本県におきましては、本年5月から6月にかけて、市町や観光関連事業者を含む県内関係者の皆様を対象に、まずは宿泊税の仕組みや目的、用途等について詳しい情報提供を行うためのセミナーを5回開催いたしました。

セミナーにおきましては、宿泊税を含む様々な観光振興に関する財源の御紹介や国内外での活用事例、県と市における役割分担の必要性等について御講演をいただいたところです。

参加者の方からは、導入には関係者の理解が不可欠であるといった意見や用途や目的が明確であることが重要であると理解できたといった声がございました。

なお、県内市町におきましては、

○議長（稲垣昭義） 答弁は簡潔に願います。

○観光部長（生川哲也） 鳥羽市、志摩市で導入に向けた検討が行われているところでございます。

観光産業は経済効果が幅広い分野に波及する裾野の広い産業でございまして、地域経済の活性化に貢献する本県における重要な産業でございまして、

県としましては、国内外からの誘客に向けまして広域的な観点から周遊の促進や受入環境の整備、他府県との連携などに取り組んでおるところですが、今後も持続的な県内の観光地づくりを進めていくためには、財源の安定的な確保も重要であると考えております。

一方で、その財源としまして宿泊税を検討する際には、県内で宿泊いただく方々に新たな税として御負担いただくものでありまして、

○議長（稲垣昭義） 答弁は速やかに終結願います。

○観光部長（生川哲也） 十分な議論が必要であると考えております。

このため、検討に当たりましては、宿泊者の理解や宿泊事業者の徴税に係る負担、徴税コスト、使途や目的など様々な観点を踏まえまして、観光関連事業者の皆様や県内市町の声を丁寧に向いながら慎重に検討を進めてまいります。

〔2番 辻内裕也議員登壇〕

○2番（辻内裕也） ありがとうございます。

時間がなくなったのは観光部長のせいではありませんので、反省いたします。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

---

午後1時10分開議

開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。14番 喜田健児議員。

〔14番 喜田健児議員登壇・拍手〕

○14番（喜田健児） 一見勝之知事率いる執行部の皆さん、配信を御覧の県職員の皆さん、私の一般質問に注目していただき傍聴に来ていただいた皆さん、そして三重テレビ中継を御覧の県民の皆さん、改めまして皆さん、こんにちは。

会派、新政みえ、松阪市選挙区選出の喜田健児でございます。三重県経済

の好循環を作り出し、だれもが幸福を追求できる社会をめざしてということで、通告に従いまして議長のお許しをいただきましたので、質問のほうを始めさせていただきます。

一見知事、誰もが幸福を追求できる社会に何があればできるのでしょうか。このことをみんなで考える時間となればと思います。誰もが幸福を追求できる社会、そのためにも三重県経済の好循環をつくり出さなければならない、そんな強い思いを持って質問を展開させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一つ目の質問、（１）親なきあと、待機障がい者の問題について、①グループホーム設置の規制の緩和に入ります。

国の地域移行の政策が進められる中、障害者支援施設への入所は困難になっています。昨年度の一般質問の答弁では、県内施設入所への待機障がい者は346人、この現状の中で支援施設に代わるものとしてグループホーム、共同生活援助の整備が進められていますが、三重県において障がいのある方が通所している生活支援事業所、A型、B型事業所の建物がある同一敷地内に住居であるグループホームを建設することができないという三重県独自の基準が整備の足かせとなっています。

その基準に対して、生活支援事業所とグループホームをやっておられる経営者の方からこう聞きました。うちに通所している子の親からグループホームの設置の要望を聞いているが、土地を探して購入し建物を建てるには1億円もの費用がかかり、採算は見込めない。でもね、喜田さん、親御さんの困った顔を見て、その思いを聞いていたら、何とかしてやりたいという気持ちになるんですよ。借金する覚悟を決めて借入れの準備をしました。土地を探し見つけて、近隣の方々に集まってもらって説明会を開いたら、差別、偏見の心ない言葉を浴びせられました。それでも理解を求めて頭をただただ下げてお願いをしたんです。何とか一つグループホームの設置ができて、約20人を現在受け入れて生活をしてもらっています。行政からの報酬ではやはり運営は厳しいです。利用者の負担が増えてしまう中で、昨今の物価高がそれ

に拍車をかけています。このように福祉事業団体の人たちは、もっとグループホームが必要であるのは分かっておりますが、設立のハードルに立ち向かうことはそんなに簡単じゃない、難しい。せめて同一敷地内の設置を認めてくれたら建物を建てるだけですから、そこに向かえるのですが、そのような声を聞いております。

子ども・福祉部長、この基準の見直しをするべきだと思いますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

〔枡屋典子子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（枡屋典子）** それでは、グループホーム設置の基準の見直しについてお答えいたします。

県では、障害者自立支援法、現在の障害者総合支援法ですが、これが施行された平成18年度以降、障がい者の地域生活への移行が進むように、グループホームは通所施設の同一敷地内には設置しないとする方針を定めまして、障がい者施策を進めてまいりました。

これはグループホームを通所施設の同一敷地内に設置することで、実質的には入所施設と同様の状態となってしまう、法の理念である障がい者の日中と夜間の生活の場の分離ですとか、入所施設から地域生活への移行の推進といった考え方と基本的には一致しないものというふうに考えてきたためでございます。

一方で、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定におきまして、親亡き後の地域生活の受皿としまして、重度障がい者を対象に日中と夜間を同じ場所で過ごすことができる日中サービス支援型グループホームの設置が可能となりました。

また、県内では、通所施設を利用していた重度障がい者の方で、親亡き後を見据え、グループホームへの入居をしたいという意向のあった方が通所施設の同一敷地内にグループホームの設置ができないということで、結果的に住み慣れた地域を離れざるを得なくなったといった事例がございました。方針の見直しを望む声が市町を通じて県にも寄せられているところでござい

ます。

このため、県では、昨年度、令和5年度から他県の状況を調査するとともに、障がい者にとってどのような生活環境が望ましいのかなど、様々な視点から障がい福祉関係者等の意見も聞きながら、方針の改正についての検討を進めているところでございます。

現時点では、その同一敷地内であっても昼夜分離の観点から通所施設とグループホームのエリアを明確に分けることや、本人のサービス選択の自由が尊重されるように、併設事業所の利用を強制しないことなどの一定の条件の下で、同一敷地内での設置を認める内容に見直していきたいというふうに考えております。

県としましては、今年度中に結論が出せるように、引き続き関係者とともに検討を重ねてまいります。

〔14番 喜田健児議員登壇〕

○14番（喜田健児） 御答弁ありがとうございました。

条件付ではありますが、三重県独自の基準を撤廃していただけるという力強い御答弁であると受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。

何か反論がありそうですけれども、そんなことないですね。

ありがとうございます。市町をはじめとする様々な団体からの要望を受けての判断、みんなの願いを聞いていただいた、そういうことになるかと思えます。本当にありがとうございます。

自閉症や強度行動障がいに対して一番大切なことは、一人ひとりの特性を理解して、一人ひとりに合った落ち着いた生活と作業の環境をつくることです。社会や外部との接点は、事業所において地域住民との交流の機会を設けて、そういう交流を展開してもらっています。今回基準が撤廃されることになれば、親亡き後や待機障がい者の切実な問題を解決する方向に一步前進、進めることになると思います。

また、生活支援事業所の同一敷地内にグループホームの設置が進むことで、雇用が生まれて経済の好循環が生まれます。

ただ、課題は山積しています。現在のグループホームは、大半は軽度・中度の人を対象とし、重度の人が利用できるグループホームは圧倒的に不足しており、その実態は市町によって異なります。その辺りを県は詳細に把握すると同時に、グループホームにおける事業運営の難しさを解消していくために、国への要望を強化していくことを強く要望させていただきます。このままでは障がいの重い人たちの生活の場がなくなるのではないかと、障がいのある人の親亡き後を考える松阪市や伊勢市の市民団体の人たちは危惧をしております。

最後に、今後このことを引き続き重要案件として現場の声に耳を傾けていただき、意見交換しながら共に進めていくことをお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、(2)多様な財源の確保について、①チームM I Eでクラウドファンディングをにります。

三重県政の新たな財源を確保するために、今年10月に議会事務局企画法務課調査班の小林さんの力を借りて、財源確保の取組状況に関する全国地方自治体調査を行いました。その項目は1、基金、2、ネーミングライツ、3、広告収入、4、クラウドファンディング、5、未利用土地・建物の活用の五つです。

全国の地方自治体から報告をいただいた調査結果を見て注目したのは、クラウドファンディングと基金運用です。(パネルを示す)このスライドを見てください。令和5年度にクラウドファンディングを実施した都道府県は19都道府県に上ります。また、過去3年間に教育に関するクラウドファンディングを実施した都道府県は15都道府県と、教育の財源確保のためにクラウドファンディングを活用している都道府県が多いということが分かりました。

その具体的な事例を三つ紹介させていただきます。

(パネルを示す)このスライドを見てください。これは長野県の事例です。左のクラウドファンディングは、長野県内の県立学校、これは高校、専修学校、大学を含みますが、県立学校、私立学校、信州やまほいく認定園が登録



されており、支援者は自分が応援したい学校を選んでふるさと納税の仕組みを使って寄附を行うというもので、終了まで残り128日ありますが、既に830万円の寄附金が集まっています。

右のクラウドファンディングは、長野県が民間団体や保護者と連携して一定の基準をつくり、認証を行った信州型フリースクールを応援するためのクラウドファンディングです。信州型フリースクールは、現在、長野県に30施設あり、学び支援型が23か所、居場所支援型が7か所認定されています。この30施設の運営主体は、一般社団法人、NPO法人、株式会社、任意団体など様々な形態のものがあります。開所時間や対象もバラバラですが、不登校に関して研究をしている大学の研究者がファシリテーターとなり、ここから注目なんですけれども、行政やフリースクールの運営者だけでなく、フリースクールに通う保護者や子どもたち、その利用者の目線と関係者ではない一般の人の意見も入った形で認証の基準が決められたそうです。本年4月に認証制度が始まったばかりなのですが、早々、財政支援のためのクラウドファンディングが始まっています。4月に認証制度が始まって財源確保に動いているということです。クラウドファンディングで集めたお金を財源として、フリースクールの運営の補助を行っていく仕組みのようです。

次に、スライドはないんですが、山梨県の事例を紹介します。これは県立日川高校のグラウンド整備事業のために、県と県立高校と同窓会の3者がタイアップし、ふるさと納税の仕組みを活用してグラウンドの人工芝化のためのクラウドファンディングです。こちらには何と目標金額1億3000万円に対して達成率70%を今、超えています。9187万9000円の支援金が集まっております。さとふるクラウドファンディング、企業版ふるさと納税、そして県独自のウェブサイトによる寄附、あの手この手で生徒たちからの要望の実現に取り組んでいる事例と言えます。

最後、三つ目です。（パネルを示す）最後の事例は徳島県の山村地域の事例です。こちらは廃止になった郵便局を活用して、親子が集まれるカフェをつくりたいという民間女性の夢をかなえるためのクラウドファンディング。

創業に必要な経費600万円のうち、200万円をふるさと納税のクラウドファンディングで集め、残りは自己資金を活用するというものです。

県が直接助成することは難しいが、地域の子育て支援にとって必要な事業に県がお墨付きを与えることにより、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングへの挑戦権を与えていると言えます。この事例は民設民営のカフェの開業を県がサポートするという、何と画期的な取組ではないでしょうか。

(パネルを示す) これまでお話をしましたクラウドファンディングの形式を一覧にしてみました。スライドを御注目ください。

長野県は全国に先駆けて県独自のふるさと納税を活用したクラウドファンディングサイトを立ち上げ、ふるさと納税を取りまとめるサイトを活用せず、県独自のサイトで様々な事業のクラウドファンディングを実施しています。その名もガチなが。ガチで長野をよくしようという意味だそうで、原則、寄附者に返礼品は送られません。このサイトを立ち上げてからこれまでに1億5171万3117円もの寄附が寄せられており、県が独自のサイトを運営しているため、事業者には仲介手数料を取られることがなく、県の歳入に大きく貢献していると考えられます。

山梨県は、さとふるというふるさと納税仲介サイトのクラウドファンディングバージョンとふるさと納税企業版、さらに県のウェブサイトには寄附申込書がダウンロードできるようになっており、直接窓口で寄附できるという仕組みを併用することで、一見不可能かと思える1億3000万円という大きな目標にゴールが見えるところまで近づいてきております。

徳島県の事例は、山間部の行政が手の届かないところに住む民間の事業者が提案した事業にお墨付きを与える形で、ふるさとチョイスGCF（ガバメントクラウドファンディング）を活用した事例です。

地域の事情に合った事業をオンタイムで提案できるのは、民間事業者の得意なところだと思います。

また、提案した事業を責任を持って遂行するのも提案者ということで、行

政がリスクを背負うことなく、公益的な事業を後押しすることができるという面で、かなり優れた手法であるというふうに思います。

三つの県の事例を紹介しましたが、他の県のクラウドファンディングは、子どもの居場所づくり、子ども食堂、ヤングケアラー、ゲームやインターネット依存の対策、子どもが主役の地元活動など、そのほとんどが子どもや教育に関する様々な事業に対しての支援を求めるクラウドファンディングになっておりました。

三重県で令和6年度にクラウドファンディングを活用している事業は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術と子猫の育成サポート、これは非常に大事だと思いますけれども、それと三重県立美術館 コレクションを活用保存し、次世代にの2本です。ぜひ三重県の予算においてもクラウドファンディングをもっと積極的に活用して、官民連携で創意工夫あふれる子ども・子育て・教育の事業などを展開していただきたいと思いますが、総務部長の御見解をお聞かせください。

〔後田和也総務部長登壇〕

○総務部長（後田和也） クラウドファンディングの活用について御質問をいただきました。

本県でも財政状況が決して楽観できる状況ではないという中で、多様な財源の確保という一環の中で、クラウドファンディングという手法についても非常に大事なものだというふうに考えておまして、本県では、平成30年度に導入いたしまして、県のホームページで寄附の募集をこれまで行ってきたところでございます。

これまで県民の皆さんに応援していただきやすい事業を中心に、31事業で3178万円の寄附をいただけてきたところでございますが、一方で議員のほうからも先ほど御指摘いただきました令和6年度は2事業ということで、活用事業数が少ないというのが課題でもあります。主な広報手段が三重県のホームページのみということもあって、潜在的な寄附者に十分に周知できておらず、事業費に必要な規模の寄附額を確保できていないことが活用の幅が広が

らない原因の一つであるというふうに推測をしているところでございます。

一方で、最近の全国の状況を先ほど議員のほうから御紹介いただきましたけれども、寄附者が自治体の応援したい事業に寄附をしながら、ふるさと納税における寄附金控除でありますとか返礼品を受けられるような、いわばふるさと納税型のクラウドファンディングというようなものが5年前に比べて83%ほど増えているという新聞報道もございました。

こうした状況も踏まえまして、本年10月に本県におきましてもみえの食セレクションなどの新たな返礼品を充実したふるさと納税を開始したところなんですけれども、その返礼品が活用できるふるさと納税型のクラウドファンディングを来年度から開始できるよう、現在準備をしておるところでございます。

また、各部局に対しては、こうしたことも踏まえて、令和7年度予算要求に当たっては、クラウドファンディングの積極的な活用に知恵を絞るように周知もさせていただいているところでございます。

こうしたクラウドファンディングを通じまして、県内外の多くの方々に本県の取組を応援していただけるように取り組みまして、多様な財源の確保に今後も努めていきたいというふうに考えております。

〔14番 喜田健児議員登壇〕

○14番（喜田健児） 総務部長、ありがとうございました。

不登校やいじめ、子どもの自殺など子どもを取り巻く課題は山積をしています。そういうふうな中で財源確保の非常に前向きな御答弁をいただいた。非常にうれしく思います。

子どものことだから官民力を合わせてというよりも、私は民の子どもを思う力を官が後押しして、手の届かなかった課題の財源を確保していく、この新たな手法が全国で展開されている教育に関するクラウドファンディングです。

教育長、私にはできるイメージ、成功のイメージしか思い浮かびません。なぜなら、この質問に対して多くの保護者の方が注目をいただいております。

傍聴席を見ていただいてもお分かりですが、この質問のために、この答弁を聞くために来てもらっているという方も見えます。ぜひ教育委員会のほうでも教育長、前向きに御検討をお願いしたいと思います。

首を縦に振っていただきましたので、教育警察常任委員会の委員間討議でも議論していければと思います。委員の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、県がやるのですから公共性、公平・公正性の担保がなされて、経常的な予算が必要となるものではなくて、スタートアップなど単発系のものが望ましいと私は思います。

なおかつ、興味を持ってもらう人をどれだけ増やすことができるのか、PR、情報発信が肝となりますので、民の力は必要不可欠です。成功すれば、三重県自体のPRともなり、関係人口の増加にもつながる可能性を秘めていることを申し上げて、この質問を終わりたいと思うんですけれども、知事、感想を聞かせていただけますか。

**○知事（一見勝之）** 行政の財源が少なくなっている中ですので、民の力を使う、そのとおりだと思います。

実は、私も知事になりましてようやく今、実現しかけているんですけど、ふるさと納税、三重県で収支で言うと6億円ぐらいマイナスなんです。これでええんかという話を総務部にお話をしました。そうすると、実はそのふるさと納税、返礼品の問題というか課題があって、これ市とか町が出しておられる返礼品は、県でそれを出しますと奪ってしまうことになる。それは長男が次男、三男と言いませんけど、市や町は財源はやっぱ県よりも少ないところでふるさと納税で得ているわけですが、それをとるのはあかんということでどうしましょうかと実は思考停止に陥っていたんです。それで私から、そしたら東京でふるさと納税をしとる人が多いので、例えば三重テラスのレストランのメニューをふるさと納税の対象にしたらどうだと、これ知事としてのアイデアですけど。

それから、先ほど総務部長が答えましたみえの食セレクション。これも県

が選んどるんですけど、市や町がふるさと納税に出しとるものもある。だから、市や町に聞いてみて、これはうちは使いませんというものについては、ふるさと納税の対象にしたらええやないかということで、これも知事アイデアですがということで総務部に伝えました。それが今、実現しようとしています。

次は、恐らく部長のアイデア、その次は課長のアイデア、いろんなアイデアが出てきて、それで三重県のふるさと納税額が今、マイナス6億円というのは縮んでいったらええなど、こう思っとるわけです。知事1人のアイデアで三重県の財政が何とかなるようなものではないので。

今日、喜田議員のお話を聞いてとてもありがたいなと思います。長野県の話は前にちょっと聞いていましたけど、具体的なお話を調べていただいて、フリースクールとひもづけをしたクラウドファンディング、これも大事かなと思います。私は以前、思っていたのは、県の税収が少ないので何とかせなあかんと思っていましたけど、使途も明らかにして多くのお金を集めるということは大事だと思います。まさに県議会の担っておられる機能を発揮していただいたという気がしています。御指示をいただいて、指摘をいただいて、我々としてもそれを受けて動いていきたいと。子どものことや、あるいは困っておられる方々に対しては、クラウドファンディングも集まりやすいと思いますので。

先ほど教育長も力強くうなずいておりましたので、教育の現場でも使えるようなものがないかというのは、これは実は総務部で各部局に話をしていますということを部長がお答え申し上げましたけど、それも実は私からお願いをしまして、全員の知恵でやっぺいこうと。県庁職員の知恵では限られておりますので、県民の皆さんのお知恵もいただき、そして県議会の皆さんのお知恵もいただき、三重県が多くの財源を集められて、財源を集めることが課題ではないです、それを必要なところに使っていくということですので、これからも御指摘を頂戴できればと思っております。

〔14番 喜田健児議員登壇〕

○14番（喜田健児） 知事、ただただうれいしいです。ありがとうございます。

知事が言っていたいただいたように、教育委員会のほうで抱え込んでいただくのではなく、官民連携、民の子どもを思う力を十分フル活用していただいて、ぜひともいいクラウドファンディングを一緒につくり上げたいと思いますので、教育長、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

次に、基金運用のところに行きたいんですが、すみません、議長、少し時間が気になっていますので、教育クラウドファンディングと同じくらい大きな注目を浴びている（3）三重県が発注する公契約を社会モデルに、①公契約における元請・下請・労働者の適正な利潤確保についてを先にさせていただきたくと思います。出納局長、申し訳ありません。

それでは、三重県が事業者と結ぶ公契約は、雇用経済部、県土整備部、出納局が所管となっています。まずは、最低賃金が改定されたら、その情報を県土整備部と出納局に労働者賃金の情報を提供している雇用経済部に質問をさせていただきます。

三重県の99.8%が中小企業、小規模企業です。そこがしっかり利益を上げて健全な経営をしてもらおう。そして、利益分を労働者の賃金に還元し、給料を上げていく。これは担い手や労働力の確保という視点からも大切なことであることは言うまでもありません。

ところが、法人企業の利益計上の実態調査、国税庁長官官房企画課の会社標本調査結果によると、法人税を納めていない課税所得がゼロの欠損法人は、令和3年度、全国では全体の61.7%、284万8518社で過去最大、三重県の令和4年度の欠損法人は63%、1万9457社となっており、極めて厳しい経営状況にあると言わざるを得ません。

ある税理士と三重県経済の好循環について意見交換をしたところ、まず言われたのは、欠損法人を減らす努力をするべきということでした。そのためには、元請・下請・孫請という重層構造の中で、それぞれが利潤を確保し、末端の労働者の賃金を上げる仕組みが必要だと言われました。法人企業がも

うかり、課税所得が増えると県税が上がり、県民の手取りが増えると地方消費税が増えます。この当たり前のリターンをしっかりと考えるべきということです。

しかし、現実には三重県経済の好循環をつくり出せていないため、三重県の欠損法人は63%と全国平均よりも高くなっています。これを好転させるためには、三重県が発注する公契約を改善・改革する必要があると私は考えます。

三重県が法人企業と結んでいる委託事業の物件において、業務委託契約書における労働者の積算基準単価よりも実際に支払われている賃金は低い単価となっています。積算基準単価は国土交通省大臣官房官庁営繕部が出していますが、ある身近な業種ですが、最低賃金よりも約400円から500円高く単価が設定されています。

しかし、受注した企業がまず会社を守るために会社の利益を確保するためなのか慣習なのかは私はよく分かりませんが、私の独自の調査では、その業種で働く労働者の賃金は1023円、最低賃金となっていました。その差は400円から500円です。今の三重県の公契約においても労働者の賃金が調整弁となっております。

そこでお聞きします。三重県が事業者と結ぶ公契約において重層構造における下請企業においても元請同様に利潤が確保され、なおかつ末端の労働者に適正な賃金が支払わなければなりません、その利潤と適正な賃金が行き届いていない状況にあります。このことに対して県として企業やその労働者を守るという観点からその受け止めを雇用経済部長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

**○雇用経済部長（松下功一）** 喜田議員のほうから、中小企業等やそこで働く労働者に適正な利潤や賃金が行き届いていないことに対しての受け止めについてお尋ねいただきました。

まず、今年の春闘の状況から話をしますが、県内企業全体では33年ぶりに5%を超える水準となりました。それに対して県内の中小企業、小規模企業



においては、約4%にとどまっているという状況でございます。

こうした差が生じる要因の一つとして、議員からも先ほども御紹介もありましたが、中小企業等が提供する製品、サービス価格に労務費等が十分に転嫁されていないのではないかというふうに考えております。

実際、企業からも聞きますと、価格交渉を持ちかけることによって受注の機会を失うことを懸念する意識は、2次下請、3次下請と進むに連れて強くなるといった声も聞いてございます。

また、私が直接企業や団体の皆様の下に訪れた際にも、利益が出ていないが人材確保のためにやむなく賃上げを行ったというなどの声もお聞きしております。

こうした中で、中小企業、小規模企業が置かれている厳しい状況を目の当たりにしまして、深く私の胸に刻んだところでございます。

県では、こうした現状を踏まえ、今年度、適正な取引と価格転嫁を促進し地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言を経済・労働・金融をはじめとする関係15団体で採択をいたしました。

今後は、これらの団体や公正取引委員会とともに適正な取引と価格転嫁をより一層推進することで、中小企業等の利益と賃上げ原資の確保を図り、三重県経済の好循環につなげてまいります。

〔14番 喜田健児議員登壇〕

○14番（喜田健児） 雇用経済部長、ありがとうございました。

雇用経済部長の答弁は、今の中小企業、小規模企業、その実態にしっかりと向き合っていただいて、共同宣言も含め、いろいろと県がリーダーシップを取っていただいているという、そういうことを表している答弁であったように思います。ありがとうございます。

この国の年間自殺者数は2万人を超えています。それに子どもの貧困が叫ばれています。子どもの貧困や生活困窮は政治に携わる者がつくり上げているという側面があるということを私は考えないといけないのではないかと思っております。生存権を脅かし、子どもの貧困を生み出すような行政の仕

組みがあるとするならば、是正しなければなりません。

9月25日、今井智広議員は、一般質問で指定管理者制度及び委託事業について取り上げられました。昨今の物価高、エネルギー資材の高騰で、受注者は労働者からの賃金を上げてほしいという要望に応えられていないという悩みを抱えているとして、指定管理費や委託事業費の増額の検討を求められました。それに対して後田総務部長は、物価変動に対してはその都度、県と受注者の両方で協議をしているが、労務費、それに対しては適切な対応を今後していきたいという答弁がなされました。国や県は民間企業に対して賃上げ要求をしていますが、県が発注する委託業務に関して、適切な労務費を保証する、そういうことをお願いしますと今井議員はまとめられました。このことも付け加えさせていただき、先ほどの雇用経済部長と今井議員の質問に対しての総務部長の答弁を付け加えさせていただき、(3)三重県が発注する公契約を社会モデルに、②三重県建設産業活性化プランの成果と課題をネクストステージに入りまして、県土整備部に質問をさせていただきます。

建設業界における公契約の条例の制定を求めて、令和2年2月定例月会議で私の一般質問に対してその答弁は、三重県建設産業活性化プランの取組をしっかりと進めていきたいというものでした。県はプランに沿って賃金調査を実施しています。質問から約5年に及ぶプランの取組によって、三重県における担い手確保や労働環境改善、とりわけ末端の労働者の賃金の確保はどのように進展したのかをお聞きます。

あわせて、公契約において景気や需給関係に左右されず、生活設計を見通せる安定した賃金・労働環境の確立、いわゆる受注競争が賃金・単価の切下げ競争にさせないためにも、公契約条例の制定が私は急務だと考えますが、従来の方針に変化はないのかお聞きをさせていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** それでは、三重県建設産業活性化プランの成果と課題、それから公契約条例に対する認識について御答弁いたします。

三重県建設産業活性化プランは、令和6年4月に改定を行いました。これまでの取組で品質の確保などにつきましては一定の成果が得られていることから、新たなプランでは担い手の確保が喫緊の課題と捉えまして、これに関連する労働環境の改善、生産性の向上、企業の安定経営を加えた四つを柱として各取組を推進しているところでございます。

担い手確保の取組としましては、教育機関や建設企業と連携した高校生などを対象とした出前授業などを内容を充実させ回数を増やすなどして、建設業の魅力発信に取り組んでいます。

担い手確保を進めるためには、併せて労働環境の改善をより進める必要があると考えております。建設労働者の処遇改善として適切な賃金を確保するためには、まず建設企業が適正価格で受注できるよう低入札調査制度を適切に運用し、ダンピング受注の防止に努めています。令和6年4月には、下請を含めた企業の利潤や資材単価、労務費などが適正に確保されるよう、低入札調査基準価格等を引き上げる算定式の見直しを行ったところです。

また、労働者の就労環境を守るため、社会保険などの法定福利費の確保に当たり、受発注者間の契約時には、法定福利費を明示した請負代金明細書の提出を義務づけ、元請・下請間では法定福利費を明示した標準見積書の活用を促しているところでございます。

工事の予定価格の算定に当たりましては、労務費や建設資材の価格変動を毎月調査いたしまして、早期に設計単価に反映するように努め、工事契約後の物価上昇等への対応としては、スライド条項を適用し適切な工事価格に変更しておるところでございます。

この工事価格が適切に労働者の賃金として行き渡っているかを把握するため、先ほど御紹介がございましたけれども、令和2年度から技能労働者の賃金の実態の抽出調査を実施しておりまして、賃金の実態と累積算の労務費に大きな差異がないことを確認しておるところでございます。

一方、本年6月には建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律が公布され、労働者の賃金の原資となる

適正な労務費の確保と行き渡りに関する新たなルールが規定されたところでございます。

受発注者間、元請・下請間などの全ての段階において適正な水準の労務費が確保され、労働者に賃金として行き渡ることを図るため、中央建設業審議会による適正な労務費の基準の作成、労務費の基準を著しく下回る見積もり・契約締結の禁止、違反した建設業者は指導・監督の対象とすることが示されております。今後の法施行に向けて、これは令和7年12月までが法の施行期限となっておりますけれども、国の動向を確認しながら適正な賃金確保にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

また、休日確保の観点では、週休二日制工事の実施により週休二日の定着に取り組み、令和5年度におきましては県発注工事の約88%で週休二日を達成しております。

4月から建設業の時間外労働の上限規制が適用されましたが、時間外労働時間の削減に向けては、適正な工期の設定、施工時期の平準化、ウェブを活用した施工管理業務の分業化などの建設DXを進めているところでございます。

建設産業活性化プランでは、労働関係の改善における年間総実労働時間の削減など数値目標を掲げており、各種取組をしっかりと進めることで、この目標を実現、達成していくことが課題と考えております。

公契約条例は、一般的に公契約に従事する者の適正な労働条件の確保や労働環境の整備等を目的としておると認識しています。

建設産業活性化プランの各種取組や改正建設業法による適正な賃金の確保に関する新たな仕組みをしっかりと推進することで、公契約条例の目的の達成につながると考えておるところでございます。

〔14番 喜田健児議員登壇〕

○14番（喜田健児） 御答弁ありがとうございます。

一般質問に当たり執行部と非常に綿密なやり取りをするのが通例なんですけれども、この公契約に関しては平行線なので、私はここでの議論だという

思いで、ほとんど意見交換をせずに臨んでおります。そのことを申し上げて、一つ、プランの成果は私も認めるところでございます。そのプランがあったから前に進んでいるところは多々あります。

けれども、重層構造の中での末端労働者の賃金調査、これは果たして適切なものなのかというところの理由を申し上げます。

県がやっている調査の対象工事ですが、令和4年度、5年度とも選定された10の公共工事の約7割は、労働者が掘削工、舗装工です。両方ともそれなんです。7割が。その他は、砂防堰堤、コンクリート被覆工、消波ブロック、擁壁工、大型ブロック。これは何かと言いますと、ずっと同じ似通った公共工事の賃金調査をしているということなんです。申し上げますと、私が一番調査をするべきだと言っている重層構造における3次、4次、5次のその下で働く末端の労働者の賃金調査ではないということです。

元請も分からない末端労働者の賃金を把握するすべがないということがもう明らかなんです。この賃金調査は破綻していると思いますが、県土整備部理事、どうでしょうか。

**○県土整備部理事（佐竹元宏）** 議員から御指摘のとおり、調査の内容は偏っていることはあるかと思えます。

それは、もともと私どもが積算する単価が昔は資材と労務費が別々で積算しておりましたんですけれども、昨今はそれが合わさった単価になっておる部分がありまして、なかなかそこは追にくいという部分があったので、はっきりと資材と労務費が分かれている工事で調査をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

〔14番 喜田健児議員登壇〕

**○14番（喜田健児）** もう明らかなんです。この賃金調査を私は来年もするようになったら、そんな血税を使っては駄目だと思います。だって、元請も分からない。

私は、県土整備部と意見交換をせずに、元請と意見交換をしてきました。

そこに建設業法の改正がありました。だから、大丈夫やって言われましたけれども、その問題に対しては弁護士と意見交換をしてきました。今から申し上げますので御答弁を求めたいと思いますが、とりあえずちょっと言わせていただきます。

ある元請の経営者の方との意見交換です。

建設業界、厳しいですね。このままでは10年、20年もちますかね。喜田さん、何言ってるの。5年もつかもたないかや。言い過ぎかもしれやんけど、そんな状況にあるって思ってますよ。

それは労働力不足ですか。そう。若い子は、とび、足場、ペンキ、軽量LGSには入ってくるけれども、賃金を上げて定着させてやらないと辞めていく。より高度な専門職の大工、鍛冶屋、内装、基礎は一人前になるまでは食っていくことを保証してやらないと入ってこない。けれど、会社にも一人親方にもそれだけの体力はないからね。この辺を考えてもらわんと、この業界が絶えるよ。

その辺りをもっと詳しく聞かせてください。まずは労働者の賃金を上げないと。それと同時に、一般競争入札の最低落札価格も上げてもらわないと、この状態では子どもに会社を継がせるところはもうない、自分の代で畳むという話ばかりやで。

民間の工事の契約は。民間の競争入札はもっと公契約よりも厳しい。最低落札価格がないからです。

県の総合評価方式というのはいいんや。これで田舎の業者が落札できている。しかし、報告文書がどんどん複雑化して難しくなって、さらに要求も厳しく、その書類作成が経営を苦しめている。これは外注をしているからですね。1点を上げるために人手不足の中で、書類の作成に大切な人員が1人取られている。資材材料費と燃料費の高騰と合わせて会社の人件費も高騰している。現場は完璧でも総合評価が駄目なら入札に参加しても落札できない。だから、頑張っていますが、これが元請を苦しめている。工事現場に来たら分かりますよ、ちゃんとやっているかどうかは。看板で元請から下請、孫請、

曾孫請、全て表示しているんですよ。

私は聞きました。土木工事、建築工事はどれくらいの重層構造ですか。土木はよくいって三つ、建築は四つか五つやな。元請は重層構造の中で末端の労働者の賃金を把握できているのですか。それは無理やな、全く分からん。その下請、孫請の受注会社がどれだけ払っているのか大体しか分からん。

その賃金が国の示す積算単価よりもかなり低く、調整弁になっていて賃金が上がっていないんですよと言わせてもらいました。労働者の賃金を上げやなあかん。もうそれをせなもたん。

そのために今、県がやっていることにプラスして私が提案しましたけれども、公契約で末端の労働者の賃金を守る規制、そして事業者の利潤を確保するために最低落札価格を適正に上げて設定する規制を同時にかけるべきだと私は思っています。それに賛成や。とにかく今、手を打たんともう手遅れになる。高校の建築科や土木科を卒業しても建設会社への就職はゼロ。それはやっぱり魅力がないから。安定性がない、賃金が安い、休みが少ない、不規則、仕事がしんどいから、みんな工場に行ってしまう。

もしも賃金が魅力的だったら集まりますかね。そら集まるやろ。

こんなやり取りでした。このやり取りの中に全ての答えが詰まっていると思います。まずは、賃金調査、今の賃金調査は適正な賃金が末端の労働者に支払われているかどうかの賃金調査となっていないということです。

出納局の所管する物件でもそうです。働いている人に聞いたら分かりますよね。契約で示されている単価、国が出している単価に対して、かなり低い賃金が払われている、こんな公契約を改めるべきだと思います。

次に、法律ができたからということですが、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律ができたから大丈夫というところですが、それはフィクションに過ぎないと私が意見を交換した弁護士は切り捨てました。法律ができたし、ある一定の罰則もあるから大丈夫だとしたら、警察も弁護士も要らないです。そうは世の中、なってないでしょう。法律ができたことはよいことですが、それだけでは変わりま

せんと忠告をされました。

確かになるほどと。法ができて守らない人がいるから、守られているかを把握できる仕組みを条例で制定するべきであり、この条例を根づかせて文化にすることが大切だということです。最低落札価格を引き上げることで、元請下請の利潤を確保すること、末端の労働者の賃金調査を現場から報告できる仕組みをつくって調査をして適正な賃金の確保を図ること、これはとても重要なことであると私が相談した弁護士も同じ認識でした。

公契約条例というのは、私が示す本質を理解すれば、私が提案する改革を元請が理解をすれば、大きなメリットが元請にも下請にも末端の労働者にもあるものです。その理解が進んでいなくて不十分であり、そこから誤った捉え方をしてしまっているのだと思います。現に公契約条例を制定した自治体では、元請も下請も末端の労働者もこの条例の制定を喜んでいますが。

この10年、長きにわたる多部局に関わるこの公契約条例に関するこの問題を私は解決できるのは一見知事しかいないように思うんです。多部局に関わることでなかなか難しい問題であるということは分かりますけれども、元請もそういうふうに言っています。通告をしていなくて申し訳ないんですけども、県土整備部にお答えを求めるよりも知事にお答えをいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○知事（一見勝之） お話をお伺いして、私が長い間、行政分野で携わってきたトラックとほぼ同じ話かなというふうに思いました。

トラック運送の世界でも7次下請、8次下請は当たり前ということですから、建設よりもっと下請の業者は多いです。

法律ができたからと言ってその規制が進むというか、賃金が上がるというわけではないのは事実です。トラックも認可運賃の時代にどういうふうに通賃が決まっていたかと言うと、認可運賃があるんですよ。これより下やったらあかんのですよ。

そやけど、認可運賃の7掛けでいきましょう、6掛けでいきましょうと、こうやって決まっていたんです。それが実態である。



ただ、建設業法も今回改正されましたけれども、議員もおっしゃいましたが、法律をつくるというのは大きいんですよ。すぐには結果は出てきませんが、しばらくたったら違反事案が出てきて、そこに対して厳しい処罰が下されて、ある程度守るようになってくると思います。

大事なのは、議員もおっしゃいましたけれども、実態の調査です。トラックも詳しく実態の調査をして、今、ようやく賃金が上がり始めています。これは2024年問題もあるんですけど、実は建設業も同じように2024年問題があるんです。だから、きちんと調査をしてどこに問題があるのかというのを見つけていかなきゃいけない。それについては私は本当に賛成します。

条例も大事かもしれません。

ただ、既に法律はあって、条例も他県の条例を見てみると、理念条例です。理念条例で実効性があるのかどうか。それをつくる労力を考えたら、まず調査をして賃金を改善していくように動いていく。三重県は、適正化取引は公正取引委員会も入れて、東海3県の中では三重県だけでそういう形でやっているんですけど、実効性がある形でやっていきますので、そこを進めていきたいと考えておるところでございます。

〔14番 喜田健児議員登壇〕

○14番（喜田健児） ありがとうございます。

引き続き、この問題に関しては、この後、議論をスタートさせていただきたいというふうに思います。知事の答弁によって非常に希望を持たせていただきました。

人は人によって幸せにもなるし、元気にもなりますし、明日への希望を抱いたりもします。そういうふうな面で、私は誰もが幸福を追求できる社会を目指してということで、その自治体が伴走支援をすることによってそういう社会ができるというふうに思っております。

最後になりましたが、基金運用のところを質問ができなかったこと、これまで何時間の議論を重ねてくれた出納局の職員に心からお詫びと感謝を申し上げて、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

## 休 憩

○副議長（小林正人） 暫時休憩いたします。

午後 2 時10分休憩

---

午後 2 時20分開議

## 開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。22番 谷川孝栄議員。

[22番 谷川孝栄議員登壇・拍手]

○22番（谷川孝栄） 皆様、こんにちは。自由民主党、東紀州選挙区選出の谷川孝栄です。

本日 4 人目の質問です。お疲れとは存じますが、眠くならないような質問を心がけたいと思いますので。

本日は地元熊野市・南郡より、今日は紀勢自動車道が一部通行止めなんですけれども、早朝から出ていただいて、たくさんの傍聴の方が来ていただきました。また、県内各地からも傍聴に足を運んでいただいているとお聞きしております。県議会が自分たちの生活に直結する大切な議論と興味を持って来ていただいていることに感謝を申し上げ、気持ちを込めて質問させていただきます。

今日の私の質問のテーマは、受け継いでいくということです。なので、受け継いでいくという思いで、御答弁のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず最初に、水産関係について大きく3問お伺いいたします。昨今、皆様  
が御承知のとおり、海洋環境が大きく変化し、黒潮の大蛇行と、そして温暖  
化により海水温の上昇、栄養塩類の不足、植食性魚類による食害など複合的  
な要因で藻場が減少し磯焼けを起こしており、海の中は災害状態であります。

その海の中の災害により漁業は大きな打撃を受けている状況です。三重県  
の漁業生産量は昭和59年は約34万トンで、漁業産出額は1248億円です。それ  
から、令和4年では生産量8万3000トン、産出額380億円と生産量では約  
76%減、産出額でも約70%の減となっています。特にアオサやカキ、サンマ  
など大きく生産量が減っています。

地元熊野漁協や紀南漁協など熊野灘沿岸地域でもイセエビ漁やサンマ漁、  
坪網などの小型定置網漁などの漁獲高が激減し、漁業からの離職者が出てい  
たり、漁業者からは多くの嘆きをお聞かせいただいています。同時に、多く  
の要望を受けているところで、漁業者はととも厳しい状況にあります。

2023年漁業センサス三重県結果概要では、漁業就業者数は平成10年に1万  
4300人いたのが令和5年には4217名に減少しています。約71%の減です。

そんな中、来年には三重県で天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第44回全国豊かな  
海づくり大会が志摩市と南伊勢町を舞台に開催されます。そのときに、三重  
県は豊かな海づくりのために、このような取組を行って海業を支えていて、  
過去から受け継いだ豊かな海をこのように後世へと残していくという強い  
メッセージを事業で示していかないといけないなと思うところです。

前回の第4回全国豊かな海づくり大会は、今から40年前の昭和59年10月6  
日に開催をされました。そのときは、三重県を挙げて水産の事業を大々的に  
展開しました。三重県水産技術センターを新築し、皇太子殿下と皇太子妃殿  
下をお迎えし、水産技術センターの新築とともに、漁業無線局も新築開所、  
調査船あさま丸も前月の9月に進水、海づくり大会のパレードでも活躍し、  
三重県の計画的な事業が大きく責任を果たし、水産業発展の後押しを担った  
と聞いております。

昨今、漁業災害と言われているものの、魚種別生産量での全国順位を見ま

すと、令和4年のデータでは三重県はイセエビが2位、アサリが3位、アサリは鈴鹿でも今、成功しているようですが、養殖では真珠が3位、マダイが4位であるなど、まだまだ全国有数の水産県であります。こうした水産業が子や孫の時代へと続き、未来に豊かな海の恵みを受け継いでいくべく取り組んでいく必要があります。

その取組の要となるのが三重県水産研究所であると私は考えています。水産研究所は、これまでに世界初のイセエビの卵から稚エビまでの飼育、水産試験場としての全国初となる人工衛星からの海水温データの受信装置の導入、全国初のマハタの養殖用種苗量産の成功など、国内外に誇る業績も上げてきました。

しかし、水産研究所には厳しい状況にある漁業者を支えるために、これまで以上の働きを期待したいと思います。

そこで1899年、明治32年から志摩市浜島町に三重県水産試験場として設置され、全国では3番目に古い125年前につくられたわけですがけれども、三重県の水産についての調査研究を行っている三重県水産研究所について、鈴鹿と尾鷲に研究室も置いていただいておりますが、持続可能な水産業の実現に向けて、水産研究所が果たす役割、使命についてお聞かせをいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 水産研究所が果たす役割について御答弁を申し上げます。

海洋環境の変化や担い手の減少など、本県水産業を取り巻く状況が年々厳しさを増す中、将来にわたり水産業を継続する上で不可欠な生産性の向上に向けて、県水産研究所は調査研究や新技術の開発・普及における重要な役割を担っております。

具体的には、まず海洋情報の提供ということで、人工衛星や調査船あさまを使った海流や水温、プランクトン量などの詳細なデータの収集・分析を行

い、これらのデータをインターネットなどを通じて漁業者に提供しております。

水産資源の維持・増大につながる取組としましては、サワラやイセエビなど本県の重要な水産資源の調査やハマグリ、サザエの稚貝などの放流手法の開発、近年磯焼けが深刻化しております藻場のモニタリング調査や食害対策の効果検証を進めております。

養殖業に関しましては、成長の早い黒ノリの品種や高水温に強いカキの養殖技術などの開発に加え、きれいで豊かな伊勢湾の実現に向けて、流域下水処理場における窒素、リンなどの栄養塩類管理運転の効果認証に取り組んでおります。

議員からも御指摘がありましたように、気候変動や黒潮の大蛇行による海水温の上昇など海洋環境の変化が急速に進んでおり、こうした環境下においても継続して漁業を営めるよう引き続き調査研究を行い、漁業者の期待に応えていく必要があると考えております。

今後の対応ですけれども、来年度完成予定の新しい調査船あさまを活用し、海洋環境データの収集・分析の精度を高め、漁業の効率化を一層進めてまいります。

また、現在見直しを進めております三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画の中でも、水産資源の維持・増大や養殖業における海洋環境の変化への対応を位置づけてまいります。

来年11月に開催予定の全国豊かな海づくり大会の基本理念にも掲げておりますが、持続可能な本県水産業の発展と、それから豊かな海や河川が次世代へ引き継がれていくことを目指しまして、水産研究所が核となり、その役割を果たしてまいります。

[22番 谷川孝栄議員登壇]

○22番（谷川孝栄） 御答弁ありがとうございます。

水産研究所が果たす役割はますます増えておると思います。重要さも増していると思います。

先月、11月ですけれども、会派の有志の議員で広島県の水産海洋技術センターへ調査に行っていました。（パネルを示す）ここでは主にカキ養殖についての調査に行ったわけですが、この行ったメンバーは、私がこの写真を撮っておりますので私は入っておりませんが、有志のメンバーで行ってまいりました。

この施設も設備も三重県とは比べ物にならないぐらい立派で広くてすごいわけなんですけれども、広島県の海洋技術センターは三重県より1年遅く、明治33年に開設されております。やはりこの施設を見ていたら、広島県が水産に注力する本気度を感じてきまして、三重県には予算が厳しい折で箱物を要求するわけではないんですけれども、今後も現場のニーズを丁寧に把握していただいて、またそのニーズに応えられるよう、そして必要な予算をしっかりと確保していただくというのが大切だと思います。

私たちも昨年でしたかね、自由民主党の政調会の調査でこの研究所にも行かせていただきました。イセエビが大きくなっていくのを見せていただきましたけれども、どうしても設備が少なくて小さくて狭くて、もっとあればもっとできるのにと本当に何かもどかしい思いで戻ってまいりました。施設や機器の整備を行いながら予算をいっぱい投入していただいて、漁業者のためになる調査研究を引き続き行っていただきたいと思います。

また、その情報や日々のデータを多くの漁業者へ今も提供していただいておりますけれども、さらに提供してほしいというお声を漁協の方からも直接お伺いしておりますので、ぜひ工夫をして多くの漁業者に提供できるようにお願いしたいと思います。

そして、これまでの知恵と経験を受け継いで、次の時代へと受け渡せるように大きく期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次に、放置船対策についてお聞きいたします。

高齢化とか漁業不振なども重なったのかもしれないかもしれませんが、各地域で放置船の問題が起こっています。今回、私が取り上げたいのは、エンジンなどの動力がもう取り外されているとか、動力はあっても機能せず自走できない

いというか、動くことができない放置された廃船についてお伺いをしたいと思います。

(パネルを示す) これは私が自分で県内の某所のところを撮ってきた写真なんですけれども、この縦に刺さっているのは、これ放置船が半分、もう沈みかかっている状況なんです。こういうところがもう本当に船の墓場のよう形であります。

そして、漁港には多くの漁船やプレジャーボートが停船をしています。ほとんどは所有者がはっきりしており、適切に管理されていますけれども、中には所有者が不明、または所有者が分かっているにもかかわらず放置されたままの船があります。三重県内には令和4年度プレジャーボート全国実態調査で326隻の放置船があるとのことをお聞きしています。

このような放置船は他の船の航行の邪魔になるだけでなく、油漏れなどを起こし漁業被害を与えるなどのおそれもありますし、南海トラフ地震や大きな台風などのもしものときにも被害を拡大するおそれもあるので、地域での大きな課題となっています。

平成28年のG7伊勢志摩サミットのときには、会場となる賢島周辺の港湾を管理する県土整備部が、テロ防止対策などの目的で所有者が不明の廃船を撤去していただいたとお聞きしています。放置船の移動や撤去は所有者の責任で対応するのが当然ではありますが、状況によっては行政による対応が必要になる可能性もあるということです。

県土整備部では、このほかに賀田港や浜島港でも御対応いただいております。こうした先例がある中、港湾のみならず漁港区域においても放置船に困っている地域の方の安全と安心に向けての取組を進めていかなければならないと思います。

港湾における放置船の取組を県土整備部長に、そして漁港における取組を農林水産部長にお伺いいたします。お願いします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長(若尾将徳) それでは、まず港湾における放置船対策について

て答弁いたします。

港湾区域においては、他から持ち込まれた漁船等が区域内及び周辺海域に放置されておりまして、油漏れ等が港湾管理上の支障となっております。

そのため、県の職員が定期的にパトロールを実施しまして、船舶の係留状況等を把握するとともに、放置船は使用者の責務で撤去すべきものでありますので、海上保安庁等の関係機関と連携して所有者の特定及び撤去指導などに努めているところであります。

過去には、県の管理する賀田港、賢島港等においても放置船が港湾管理上、著しく支障となっていたことから所有者の特定、所有者への撤去指導、場合によっては県が放置船の撤去を行うことにより港湾機能を確保していきました。これ、先ほどの議員からのお話のとおりであります。

現在、船舶利用の多い津松阪港等の5港湾におきましては、海上保安庁等の関係機関と連絡協議会を設置しておりまして、管理者が不明な船舶の整理に向けた所有者の特定等の取組を実施しているところであります。

特に重点的に取り組んでいるのが浜島港でございまして、令和5年2月に志摩市、県の関係部局、海上保安庁からなる浜島港及び隣接する一般海域における放置船対策会議を設置しまして、情報共有を図るとともに放置船対策に取り組んでおります。

その取組の一つとして、管理上著しく支障となり早急に対応する必要がある区域を会議の中で調整しまして、港湾法に基づく放置等禁止区域として令和6年10月に指定したところであります。放置等禁止区域に指定されることにより、放置船の所有者に対し撤去命令を行うことができますので、こうした対策をすることによって強化していくということになっております。

放置船対策は関係機関が情報を共有し対策を講じることが効果的でありますので、今後も農林水産部をはじめ関係機関と連携して取り組んでまいります。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 私からは、漁港区域における放置船対策について



て御答弁を申し上げます。

漁港区域におきましても、放置船は地域の漁業活動や住民生活に影響する大きな課題であり、早急な対応が必要と認識をしております。

県では、漁業関係者や市町の協力を得ながら、県管理漁港における船舶の係留状況の把握や放置船の所有者の特定に努めているところです。

現在、農林水産部では、県管理漁港における放置船の所有者に対し、県の漁港管理条例に基づいて、漁業関係者や市町、海上保安庁と連携をしながら漁業活動の妨げにならない漁港区域外への移動を命じるなどの対応を行っております。

また、この放置船対策を強化するため、一部の地域におきましては、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づきまして、放置等禁止区域の指定に向けて、漁業関係者や市町と協議を進めているところです。

今後は、全ての県管理漁港におきまして、各漁港の実情を踏まえた放置等禁止区域の指定に向けて、漁業関係者、市町と協議を進めてまいります。

また、市町が管理する漁港におきましても、放置船対策の参考となるよう情報の共有を図ってまいります。

引き続き、関係機関と連携し、この放置船の解消に向けて取り組んでまいります。

〔22番 谷川孝栄議員登壇〕

○22番（谷川孝栄） それぞれ御答弁ありがとうございます。

どちらの部も関係機関と協力をして、連携を取りながら進めていっていただけるということで、よろしく申し上げます。

現在、厳しい中でも頑張っている漁業者や不安な地域住民のためにもぜひ、今おっしゃっていただいたような放置船対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

この問題については、山本佐知子参議院議員も国会で質問をしてくれております。港湾で所有者不明であれば、国の社会資本整備総合交付金で3分の1の補助があると聞いておりますし、行政代執行や簡易代執行も視野に入れ

ながら、漁港区域では一定の要件の下に水産基盤整備事業や農山漁村地域整備交付金、または漁港機能増進事業などによっての支援も可能だということをお聞きしております。

広島では、G7広島サミットの前に放置船が劇的に減ったと聞いております。ぜひ三重県でも全国豊かな海づくり大会までに、国や市町とも連携をしながら放置船を減らしていただきますよう働きかけをお願いしたいと思います。

そして、もしなかなか進まないようであれば、県単独でもその廃船の処理の費用の一部を負担するというようなことも考えていただきながら、所有者がそれを処分しやすいような状況に導いていただくことなんかも新たに考えていただけたらと思いますので、きれいで安全な港湾や漁港を守り後世に残していくためにも、ぜひこの機会によろしくお願いしたいと思いますので、お願いしておきます。

次に、三重県が誇る真珠についてお尋ねします。（資料を示す）ちょっと私、パネルにし忘れたので自分で手持ちであるんですけども、皆さん御存じのように、真珠というのは最初にアコヤガイの赤ちゃんである稚貝、こんな小っちゃい1円玉ぐらいの大きさなんですけれども、アコヤガイの稚貝というのをまずつくるんですね。

これは皆さんへの説明というか、見てくださっている真珠の方への説明なんですけれども。

そして、この稚貝という1円玉ぐらいの稚貝をそれを育てて、母貝という母なる貝に育てます。母貝で言うと、どうかな、私が見たのでは直径四、五センチメートルぐらいのものです。母貝に成長させます。ここまでに一、二年かかります。この母貝に今度は核入れ手術、母貝の中に核と細胞を入れて、ここから6か月から8か月かかって、母貝の中で真珠になるように養成をします。

そして、取り出したのが真珠ということになります。

稚貝というのは赤ちゃんですね、この稚貝や母貝のとき、母なる貝のとき

に、へい死してしまうということで、へい死というのは貝が死んでしまうことですが、ということで私は愛媛県の宇和島市の下灘漁港に調査に行かせていただきました。というのは、生産量で言うと、真珠の生産量は長崎県が今、1位になっています。そして、愛媛県が2位になっていて、三重県は3位なんですね。愛媛県がどのように母貝の養殖をしているのか、ちょっと自分の目で見たかったので調査をさせていただきました。

(パネルを示す) ここでパネルを見てください。これは母貝です。これ、宇和島市の下灘地区にある母貝の養殖業者のところに行かせていただいて、これは国産の母貝とお聞きをしました。身の厚みもあってしっかりとした母貝でした。

(パネルを示す) そして、もう一つ見てください。これは母貝養殖業者の仕事場を見せていただきました。これ、青い服を着ているのは下灘漁協の組合長なんですけれども、私とのお二人がこの母貝業者で、右側の方は宇和島市役所の水産課長で、左側は隣の西予市の市議会議員なんですけれども、この母貝を毎日、汚れを取ってまた戻すという本当に緻密な作業をされています。この母貝にカキがついてきたり、いろんなほかのものがついてくるのを毎日取らないといけないということで、細かな作業を見せていただきました。

そして、この母貝のときに病気が発生するわけなんですけれども、その前に、現地で養殖業者や関係者の方々に話を聞いたときに、ほとんどの方が三重県にルーツがあるというのを聞きしたんです。この宇和島の真珠のルーツは三重県だということで、宇和島にいる人のおじいちゃんやおばあちゃんは三重県出身の人なんやわとか言って、よく聞くと、その三重県で真珠生産をされていて、中には失敗された方もいて、その人が宇和島に引っ越してきて、慎重にその養殖を始めた結果、それが定着してというお話をお聞きしました。なので、三重県にルーツのある方が多くいらっしゃいました。宇和島では、種苗会社から稚貝を購入して母貝となるまで育てて販売する養殖業者がいて、三重県の真珠養殖業者に販売しているという方もいて、三重県との間も販売

が再開したので、三重県との深いつながりを感じました。

宇和島で課題となっているのは細菌の感染により、アコヤガイの体が赤く変色して衰弱してへい死するという赤変病という病気の発生で、8割へい死してしまったとのことです。宇和島市は市単独事業で養殖業者に対し稚貝の購入費用の半額を補助するというピンポイントの支援がありました。

真珠養殖の問題の根本は、母貝がへい死することであるため、宇和島市の水産課長が漁協と力を合わせて母貝の掛け合わせなど必死の努力をして、強い母貝づくりに懸命に努めている熱い姿を見せていただきました。8割へい死なので2割しか育たない。そこに半額の支援だと倍の量を買えるので、実質4割の母貝が育ちます。これは倍の生産量につながっているわけで、養殖業者にはありがたいピンポイントの支援ができていると感じました。

令和元年度には、三重県でもアコヤガイの7割のへい死が大問題となり、真珠養殖業者は大打撃を受けました。このため、水産研究所が中心となって市町や養殖業者と連携しながら、海水温に応じて適切な養殖管理方法を定めた三重県版アコヤタイムラインを策定していただき、（資料を示す）これもパネルにし忘れたので見てください。アコヤタイムラインを策定していただき、へい死の対策に取り組んでこられ、その結果、稚貝の大量へい死は令和元年度の70%から令和5年度には14%と大幅に減少しているとお聞きして、最近ではアコヤガイのへい死は少し落ち着いてきているとのことですけれども。そうですね。（資料を示す）へい死率というのもありまして、本当に今、この御努力のおかげで結果が出てきているという状況であります。

最近では、アコヤガイのへい死は落ち着いてきているので、養殖業者が新たな課題としているのが品質の低下であるとお聞きをいたしました。私も今日は真珠をつけてきたんですけれども、（ネックレスを示す）これはパール美樹の山岡さんから購入したものですけれども、真珠の品質というのは環境や母貝の影響を受けるとされていますが、近年の高水温化の影響を受け品質が低下したのではないかとのお聞きします。

この課題を解決し、品質を向上させるためには、高水温に強い母貝づくり

が重要だと考えますが、真珠養殖における品質向上に向けての高水温に強い母貝づくりにどのように取り組まれるのかお聞かせをいただきたいと思えます。お願いします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 真珠養殖における品質向上に向けた取組について御答弁を申し上げます。

本県は、全国有数の真珠生産県であり、重要な地場産業でもある真珠養殖の振興に向けて、県では、生産性や品質の向上に取り組んでいるところです。

近年、高水温化など海洋環境の変化が進んだことから、真珠の品質低下が生じております。形や輝きのよい一級品の真珠の割合は、10年前の25%から8%まで減少しておりまして、現在の厳しい環境下においても高品質な真珠を生み出す母貝やこの核入れに使用する新たな貝の開発が求められております。

そこで、県では、真珠養殖業者、それから種苗生産業者などとともに新たな母貝などの開発に向けて、令和3年度に三重県アコヤシードバンクを立ち上げました。

このシードバンクでは、主産地であります志摩市英虞湾に加えまして、尾鷲市や熊野市、県外では長崎県など様々な地域のアコヤガイを収集、保存するとともに、英虞湾内の二つの場所でそれらの特徴を把握するための養殖試験を実施しておりまして、今年度、へい死率や真珠の品質を評価することとしております。

今後は、養殖試験の評価結果を踏まえながら、このシードバンクで保存しました貝同士を交配させることで、より優れた新たな母貝などの開発に取り組むということとともに、それらを増産する技術を開発し、養殖業者への安定供給につなげていきたいと考えております。

真珠養殖の発祥の地である本県におきまして、これからも真珠が本県を代表するブランドとして一層発展していけるよう、関係者が一丸となって真珠の品質向上に取り組んでまいります。

[22番 谷川孝栄議員登壇]

〇22番（谷川孝栄） ありがとうございます。

今、熊野市でもその母貝養殖の実証実験を行われているので、私も三重県の誇りであるこの真珠に思いがありますので、今回聞かせていただいております。

やはり真珠の安定生産のためには、しっかりとした母貝をつくっていくことが何より重要だと思いますので、引き続き取組を進めていただきたいと思います。

私としては、これからの真珠養殖業者の支援と日本の誇りでもある、そして三重県の誇りでもあるこの真珠の安定的な生産に向けて、真珠の振興に関する法律ってあるんですけども、真珠振興法への母貝に関係する記述も必要だと思うので、県においても主要生産県である愛媛県や長崎県と連携をして、真珠振興法の改正も含めて視野に入れながら、国へ要望するなど検討していただきたいと思います。これは、実は愛媛県の宇和島市の水産課長ともそういう連携しての動きも大切だよねというのを話をしてきましたので、ぜひそういう国への要望なども御検討いただきたいと思います。

今回、この水産の質問をするに当たり、多くの水産関係の方々のお声を聞かせていただきました。真珠養殖関係者、海女、それから漁協など、そのときに水産に関する要望も多くいただきました。アオサやカキへの支援、それから海の濁りの解消、魚礁の設置、藻場の再生、赤塚植物園からの藻場再生の協力、そして浮き魚礁の設置、特に海のゆりかごとも言われた志摩市の伊雑ノ浦の浄化対策には多くの方々の祈りにも似た思いをお聞かせいただきました。三重県の水産の再生は、この伊雑ノ浦の再生から始まるのではないだろうかと聞いていて感じました。

そして、前に海と日本プロジェクトで知ったのですが、海に親しみを持っている子どもというのの順位が実は全国で三重県が最下位だったんですね。ちょっとびっくりしたんですけども、三重県の子どもたちが海への関心が少ない、親しみを感じにくいというのがありました。やっぱり子どもたちへ

の海のすばらしさや海の恵み、私たちがふだんおいしいお魚や貝をたくさんいただいて育っています。やはり食べること、先ほども農業の話もありましたけれども、この海の恵みをぜひ子どもたちにも周知していただいて、先人が築き上げてきたこの伊勢湾・英虞湾・熊野灘など三重県の豊かな海を、そして豊かに再生して次の時代に残したいと願いを込めます。どうぞ来年の全国豊かな海づくり大会には中身のある、そして心と思いを込めた大会となって、全国に海の尊さが発信されますことを祈念し、次の質問に移らせていただきたいと思います。

〔「ええ質問や」と呼ぶ者あり〕

○22番（谷川孝栄） ありがとうございます。

次に、三重県職員の人材確保と定着に向けた取組についてお尋ねをします。

まず、職員の人材確保について、（パネルを示す）こちらを御覧ください。これは知事部局等の職員の年齢構成を資料で表したものです。グラフで表したものです。これを見ると50歳以上が大きな山となっていて、全体に占める割合が高いですね。

その一方、若手・中堅職員の人数が45歳辺りからですかね、というか50歳以下ですかね、かなり少なくなって偏った状態となっています。現在、50歳以上の職員は今後10年程度で60歳になりますよね。このような年齢構成では、将来、県の組織や体制を維持していくことが難しくなるのではないかと心配をしております。そうならないように、人材確保も含め様々な方策を今のうちから計画的に進めていく必要があると思います。

そして、進めていただいているのだと思いますが、どのように取り組んでいかれるのか、総務部長、お聞かせください。

〔後田和也総務部長登壇〕

○総務部長（後田和也） 職員の人材確保についてお尋ねをいただきました。

御指摘いただきましたように、今、県職員、50歳以上の職員が多数を占めておりまして、30歳代から40歳代半ばまでの職員数が少ないということで、管理職や班長等のマネジメントを担う職員を今後どういうふう確保してい

くのかというところが組織運営上の大きな課題であるというふうに認識をしております。

そのため、令和2年度から主に就職氷河期世代を対象といたしました採用試験を開始いたしまして、また、令和5年度からは民間企業等における職務経験や国、他県等における行政実務経験を持つ即戦力の人材確保を目的とした採用試験を実施するなど、様々な経験・知識を有する幅広い年齢層の人材確保に取り組んできたところでございます。

また、来年度は経験者採用のさらなる促進に向けまして、転職市場のトレンドを踏まえた採用や情報発信の在り方等に関する全体方針を作成しまして、公務員を志望していない層への積極的なアプローチに取り組むほか、経験者採用試験の対象職種をこれまで以上に拡大していくというような方向で、現在協議をしておるところでございます。

一方で、少子高齢化の進展に伴いまして、若年層の人口減少が顕著となる中では、本年度の採用試験A試験の受験倍率が過去最低2.2倍ということで、若手・中堅職員の採用だけではこれまでどおりの組織を維持することに限界があるとも考えております。そのため、限られた人員で効果的・効率的に行政サービスを提供することが可能となるよう、DXの推進による業務改善をはじめとしまして、高年齢層職員のさらなる活用などいろんなことに取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

今後も職員の年齢構成の変化や採用状況等に応じた組織の見直しでありますとか業務の効率化を進めつつ、計画的な人材確保に努めてまいりたいと考えております。

〔22番 谷川孝栄議員登壇〕

○22番（谷川孝栄） ありがとうございます。

今まで公務員を目指していない層への働きかけ、本当に大切だと思います。しかしながら、この県職員になることの魅力を発信できないといけなと思いますので、ぜひその辺も含めながら考えていただきたいと思いますし、このままでは県民サービスも行き届かず、特に私が心配するのは地域機関な



んですね。東紀州地域とかそういうところの機関での対応もおろそかになってしまうのではないかと本当に将来的に不安を感じてしまいます。どうぞお早めの御対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、同じくなんですけれども、若手職員の離職防止対策についてお聞きをしたいと思ひます。

(パネルを示す) こちらもパネルを御覧ください。私はこの表を見て、すごくショッキングでした。これは県庁職員の定年退職者以外の退職者の数です。10年間の推移を見ると上半分のこの「1 全体(職級別)」では、定年以外の退職者の合計が平成26年度では51人だったのが、令和元年度頃から増加し出し、ここ数年は1番の上の表の合計のところを見ていただくと、大体100人前後と10年前のほぼ2倍の方が退職しているという状況です。

この太枠のところの主査級以下の若手職員のところの退職者は、平成26年度に20名だったのが令和5年度には51名となり、10年間で約2.6倍となっています。この主査級以下の職員を年齢別に分類したのが下半分の表、「2 若手職員(主査級以下)」で、特に30代以下の退職者が10年間で約2.7倍。こちらも、若手職員の退職が大幅に増加をしています。20代、30代でかなり増加をしています。

また、小計のところを見てください。令和2年度のときには20名だったのが、令和3年度には41名、令和4年度には33名、令和5年度には38名と急激に増えています。

県庁に限らず今、社会全体で人手不足であって、深刻となっている中ですが、各業種で人材の取り合いになっています。そして、せっかく県に採用された優秀な職員が短期間で退職してしまうということは大きな問題であり、大きな損失でないかと考えます。

このように若手職員の退職が増加している現状をどのように認識しているのか、また、若手職員が県庁で働き続けたいと思えるように、どのように取り組んでいくのか、総務部長、お聞かせください。

[後田和也総務部長登壇]

○総務部長（後田和也） 御指摘いただきましたように、平成26年度から昨年度までの10年間で、自己都合等によります退職者数が約2倍に増加をしております。近年は特に20代や30代の若手職員の離職が目立つ状況となっております。

全国の地方公務員の退職状況を見ましても、同様の傾向となっております。その主な原因として転職を肯定的に捉える若者が増加をしていることに加えまして、民間企業の高い採用意欲が継続しており、転職先の待遇面が充実していることや転職を成功させるための幅広いサポートを受けられる民間サービス、こういったものが豊富にあるということなどが挙げられているところでございます。

こうした状況も踏まえまして、採用市場における競争力向上や若手職員の定着に向けまして、令和5年度、令和6年度と2年間にわたりまして初任給を3万円以上引き上げるなどの改定を人事委員会から勧告されておりました。勧告内容に基づき初任給を中心とした給料表の引上げなど、若年層に重点を置いた処遇改善に取り組んでいるところでございます。

一方で、昨年度、三重県人材マネジメント戦略を策定いたしました。それに当たりまして行ったアンケート調査では、退職までのキャリアビジョンが描けないことに不安を抱く職員の声が多数寄せられました。こうした若手職員を中心に自らが描くキャリアを実現することを重視する傾向が強まっているというようなことも言えると考えております。

そのため、職員が県庁で働きながら満足のいくキャリアを積んでいけるよう、職員の希望をより丁寧に聴き取るための異動希望調査の変更でありますとか、若手職員が関心のある所属に主体的に異動し、希望する業務に従事する機会を広げる新たな公募制度の創設でありますとか、あるいは関心のある他所属のワーキンググループ等に主体的に参加することで、能力発揮や職員同士の横のつながりを構築できる仕組みづくりなどにも力を入れているところでございます。

今後も採用市場の動向でありますとか、若手職員の働き方やキャリア形成

に対する意識の変化を的確に捉えつつ、全ての職員が働き続けたいと思える職場環境づくりに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

〔22番 谷川孝栄議員登壇〕

○22番（谷川孝栄） 御答弁ありがとうございます。

そうですね。その幅広いサポートとか、あとキャリアアップもそうですけど、やっぱりやりがいだと思うんですね。今の時代に合ったやりがいがあってキャリアアップできる仕事内容や働き方改革が必要ではないかと私も思います。

また、職員の住環境の整備というのも必要だと思います。現在、職員公舎というのは津に3か所、志摩に2か所、尾鷲に4か所、熊野に6か所あります。全戸数は278部屋、うち今、入居者は177人、入居率は約64%とお聞きしております。熊野地域の職員住宅などは建物が古く、もう築約50年、もう虫も出ますし、お風呂とトイレが共同となっていて、現在の生活様式に合っていないのではないかと私も思うところであります。皆さんも行かれたことがありますよね。若い頃、20代の頃は熊野に行ったり尾鷲に行ったりしてもらったと思うんですけども、本当にそのときのままですよ。築50年です。

知事は行かれたことはないと思いますけれども。伝わっていますか。知事、お聞きいただいていますか。職員がどのようなところに住んでいるのか、ぜひ見ていただければと思います。

熊野地域へ異動になった職員は、このような職員住宅の状況、特にお風呂とトイレが共同、洗濯機も共同というのがネックですね。それで、退職を考えることさえあるとお聞きしています。感染症対策や多様性の観点、また、女性は生理などの体バランスもあり、今どき、バス、トイレ、洗濯機共同というのは幾ら安くてもストレスがたまり、そして仕事の効率が悪くなるとさえ私も思います。自分やったら今からそこに住めますかねというのをいろいろ考えていただきたいと思います。

職員が気持ちよく働き続けるためには、住環境が整っていることはとって

も大切なことです。衛生的であることが第一条件であります。動かなくなったエアコンだけは今年買い換えていただいたとお聞きしておりますけれども、動かなくなる前でも何十年も前のエアコンはカビ臭いでしょうし、健康的によくないと思います。ぜひ買い換えていただきたいと思ひますし、もしくはアパートなどをもう借り上げてしまうということも視野に入れていただき、古くなった職員住宅を整備していただくことは、職員の離職防止のためにも効果があると思うので、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思ひます。

いつも頑張っている職員の皆さんを大切にす三重県であってほしいと思ひうんです。特に答弁は求めませんけれども、職員がどうしてそこで働きたくなるのかと考えると、やはりやりがいがある、認められて、そしてしかもちょっと失敗をしたなと思ひするときには、上司が責任を取ってくれたり、かばってくれたり、でも自分たちが頑張つて提案したことは、職員が頑張つて提案したんだよと上から褒めていただきたい、そういうような上司の、何て言うのかな、懐の深さ、そういうのを出していただける三重県になっていただければなと思ひるところであります。

あと10分です。ということで、次の質問に行かせていただきますので、特に若手職員の住環境について、また、働き方について、またお考えを進めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、熊野市・南郡の道路ネットワークについて質問いたします。

まず、今週土曜日、待ちに待った熊野川河口大橋を含む近畿自動車道紀勢線新宮紀宝道路の開通式を迎えます。ありがとうございます。

あの紀伊半島大水害から13年。被災時、三重県と和歌山県を結ぶ橋が通行止めとなり、医療、流通、そして通勤、通学も不能となり、厳しいときがありました。あのときにお力をくださった関係者の皆様に、改めて御礼を申し上げます。

今日も紀宝町からも傍聴に来ていただいております。あのとき、本当に大変な思ひをされました。地元の方々もよく頑張つて乗り越えていただきました。その復旧・復興のあかしとなる新宮紀宝道路の開通です。

(パネルを示す) また、この映写資料を見てください。新宮紀宝道路がこの12月7日午後3時から開通となります。皆様の御尽力に、心より感謝を申し上げます。

この後、続く事業は熊野道路です。熊野市大泊町から熊野市久生屋町まで。その後、紀宝熊野道路です。今回、開通する紀宝町から熊野市までを結ぶ道路です。この熊野道路、紀宝熊野道路を含めた進捗状況について教えてください。お願いします。

[若尾将徳県土整備部長登壇]

**○県土整備部長(若尾将徳)** それでは、近畿自動車道紀勢線の進捗状況について御答弁いたします。

近畿自動車道紀勢線は、国の直轄事業により、熊野大泊インターチェンジからと和歌山県側と2方向から未開通区間24.7キロメートルの事業が進められております。

和歌山県側、南側ですが、新宮紀宝道路は議員にも喜んでいただきましてありがとうございます。今月7日に開通が予定されております。ようやく三重県と和歌山県が初めて高速道路でつながることということになります。当日は、開通を記念して地元関係者の方々をお招きし開通式典が開催されるとともに、地元では開通記念イベントが開催されるなど、開通への機運が高まっているところであります。

熊野大泊インターチェンジから南側の熊野道路については、令和3年度に用地取得が完了しておりまして、今年2月11日にはトンネル着工式が開催されるなど、熊野市内各所において工事が着実に進められております。

また、これらの二つの道路を結ぶ紀宝熊野道路では、地元の方の協力を得て、熊野道路から御浜町志原にかけて用地取得が順調に進んでおりまして、その先の地域についても用地取得に向けた準備が進められております。

県としては、引き続き近畿道紀勢線推進プロジェクトチームによる用地取得などで国直轄事業に協力して、一日も早い開通に貢献してまいります。

次に、近畿自動車道紀勢線の4車線化についてであります。開通済み区

間のうち、有料区間の勢和多気ジャンクションから紀伊長島インターチェンジ間34.1キロメートルは、暫定2車線で運用しております。このうち勢和多気ジャンクションから紀勢大内山インターチェンジ間の一部区間を除く約17.1キロメートルについて、現在4車線化に係る調査・設計が進められております。当該工区初の工事公告が年内に予定されております。

これら事業の推進に当たっては、地域の積極的な要望活動を通じ、具体的な必要性や整備効果を訴え、早期整備に必要となる予算の確保に取り組むことが重要であります。

県としては、11月19日に近畿自動車道紀勢線の重要性を訴えることを目的に、和歌山県と合同で近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会を開催し、来賓を含め120名の方に御参加いただきました。同日には国への要望活動も実施しまして、紀勢線の早期整備について要望したところであります。

引き続き、関係者と連携しながら、あらゆる機会を捉えて紀勢線の重要性を訴え、早期の全線開通に向け取り組んでまいります。

〔22番 谷川孝栄議員登壇〕

**〇22番（谷川孝栄）** ありがとうございます。

本当に皆さんの御努力に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

そして、インバウンドの誘客にもやはり道路が整備されていないとなかなか来ていただけません。引き続き、医療、防災、そして観光、経済、教育の命の道として、一日も早く紀伊半島を1周する高速道路がつながりますように、引き続きどうぞよろしく願いいたします。地元も頑張っております。

次に、熊野市内の県管理道路について、国道311号の新鹿地域や熊野市紀和町の県道熊野矢ノ川線、そして熊野市神川町の県道七色峡線についての状況について教えてください。

この紀和町の熊野矢ノ川線と神川町の七色峡線については、毎年毎年、区長の皆さんからの要望活動を続けてきています。（パネルを示す）パネルを御覧ください。これは紀和町の区長会の皆さんです。毎回ずっと続けてきています。（パネルを示す）そして、これは神川町の区長会の皆さんです。

もうこれ、ずっとずっと毎年、続けてくれているんですね。その思いも感じながらぜひ御答弁をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、熊野市内の県管理道路の進捗状況について御答弁いたします。

主な箇所としては、熊野市神川町と熊野市街を結ぶ県道七色峡線でございますけれども、井戸町内の道路幅員が狭小な約700メートル区間においてバイパス整備を進めてきておりまして、今年度中のバイパス供用に向けて工事終盤を迎えております。

あわせて、神川町内でも車両同士の円滑なすれ違いが可能となるよう、5か所で現道の拡幅に向けた工事や調査・設計を進めているところであります。

次に、国道311号の熊野市新鹿町内においてですが、延長約700メートルのバイパス整備事業を行っておりまして、トンネル整備を計画しておりますが、令和7年度にトンネル工事が発注できるように、国に対して事業費確保の要望に取り組んでいるところであります。

次に、丸山千枚田や赤木城跡、熊野古道などの観光地へのアクセス道路である県道長尾板屋線や県道熊野矢ノ川線における道路整備、これも順次進めておりまして、長尾板屋線では、赤木地内の約500メートルの未改良区間において、平成31年度から現道拡幅事業を進めております。

また、丸山千枚田のアクセス道となる熊野矢ノ川線については、約1.6キロメートル区間において幅員が狭く見通しがよくない箇所が点在しておりますので、将来的にはバイパスなどの整備が必要と考えておりますが、バイパスには長い時間がかかりますので、その間の短期対策として車両がすれ違うことができるように、待避所整備を進めているところであります。

今後についてであります。熊野市も同じく、能登半島地震により孤立集落が多く発生してございました半島形状でありまして、アクセスが困難であることから、道路ネットワークのさらなる機能強化が図られるよう、バイパス

などの抜本的整備や早期に事業効果が発現できる退避所の整備、また、道路のり面の防災対策などにしっかりと取り組んでまいります。

〔22番 谷川孝栄議員登壇〕

○22番（谷川孝栄） ありがとうございます。

熊野市紀和町については、私が県議会議員になる前に、熊野市五郷町の土場のトンネルが終わったら熊野矢ノ川線のバイパスだという答弁もいただいているとのこと。

なので、ずっとずっとずっと待っていただいているんですね。だから、次の新鹿トンネルの後には、必ず熊野矢ノ川線のバイパスの整備にかかっているようお願いいたします。

そして、丸山千枚田にも赤木城跡にも観光客がどんどん増えております。ぜひ早急な整備をお願いしたいと思います。

また、神川町の皆さん、水害のときに3年間も我慢してくれたんです。なので、神川町のほうの拡幅もよろしくをお願いしたいと思います。

私の質問は以上です。今日は受け継いでいくをテーマにさせていただきました。今、物価高騰で本当に皆さん、県民はどの業種も厳しい状況です。だけど、次の時代に送るために歯を食いしばって血のにじむような努力をしながら、そして、だけでも笑顔で頑張っています。そういう頑張っている人にピンポイントの支援をしなくてはならないと思います。地域の歴史や文化や産業や生産物を守り育てていくことは、とてもかけがえのない大切なことだと思っています。

受け継いでいくという意味で、私は前任の森本繁史元議員から受け継いで今日の質問をさせていただきました。共に頑張っていきましょう。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林正人） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

川口円議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。32番 東 豊議員。

〔32番 東 豊議員登壇・拍手〕



○32番（東 豊） すみません、お疲れのところ。川口円議員の発言に対する関連質問を行いたいと思います。

避難所における暑さ・寒さ対策についてというテーマでございました。川口議員は現地に行かれて、現地の声を拾い上げてきたということで、とてもよい一般質問をしていただいたと思います。

私は、それに関連しましてもう単刀直入に申し上げます。先週ですかね、新聞に、能登半島の話ですが、直接死以上に災害関連死が多くなったということの報道がございまして、これはまさに避難所の質が課題なんだというふうに認識をしています。

そこで三重県もこれまで特に避難所運営とかも含めて整備については、市町を中心に支援をしてきましたけれども、改めて半島防災ということもあるわけですが、避難所環境の水準は各市町によっても違うと思いますし、全体においてどのように質の向上をしていくのかというのを端的に防災対策部長にお伺いします。

○防災対策部長（楠田泰司） 能登半島地震におきましては、三重県職員、市町職員とともに主に避難所運営に携わりました。その中で特に多くの声をいただいているのが、避難所において感染を防止するための段ボールベッド、それとプライベート空間を確保するためのパーテーション、こういった確保というのが必要だという声を聞いています。

そこで我々防災対策部、8月に各市町の状況を調べました。そうしましたら、やはりその種類とか量において差があるというのが分かりました。そこで我々、こういった現状を市町それぞれに知ってもらおうと、隣の市町はこうなっているのにうちはこうだと、そういうことをしっかりと知ってもらって、ある意味、危機感を持ってもらおうということをやりました。こういう取組は毎年やっっていこうと思っています。

あわせて、これまでもそうなんです、県単独の補助金で必要な資機材、補助することができますので、その活用もしっかりと働きかけていきたいと、このように思っています。

[32番 東 豊議員登壇]

○32番（東 豊） 今、それぞれの差異があるところを埋めていきたいということですが、実は10月ですかね、石破議員が首相になりました。そこでの所信表明の中でも、今回の議会でも所信表明の中に、こういう言葉を使われていましたね。スフィア基準を基にして。世界基準であるわけですがけれども、避難所の運営を見直して災害関連死のゼロを実現するために、という言葉が掲げられていらっしゃるわけですね。

ということは、国もその避難所の課題を十分認識していらっしゃる、災害関連死をゼロにしたいという目標を掲げているということですので、いち早く三重県としても呼応して取り組んでいただきたいと思います。

それはそれとしまして、それからもう一つは、避難所の課題は運営面だと思います。実は、今週末はみえ地震・津波対策の日ということでございます。ちょうど80年前になるわけですが、昭和東南海地震が12月7日、昭和19年のことですがけれども、ありました。そのことを踏まえて、まさにちょうど80年たつ、ちょうどやってくる時期、もう間近に控えているということは想像に難くないわけです。そんなときに、いざ各市町が用意した避難所に行ったときに、そこで果たして避難所運営をやっていたかというか、リードしていただけるマンパワーがいらっしゃるかどうか、これが非常に心配であります。

過去50年間で人口は今、半分になりました。これから20年間で大体今の半分ぐらいになります。ということになると、それぞれ孤立地域で、南海トラフ地震となると、とても被災地域の範囲が広がるございまして、なかなか外部からの支援が来ないであろうという予測もあるわけですね。

そんな中で、地域の中でマンパワーをどうやって育てていくのかということが課題だと思います。これをお伺いしたいんですが、（パンフレットを示す）これは「みえ防災塾受講生募集」のパンフレットであります。三重県は1000人以上、防災塾で認定して研修を受けていらっしゃると思うんですが、この人たちはどちらかというと災害の前に防災意識を高めていくという役割

だと思うんですけれども、いざ災害になったときに、その後、避難所運営になると人材が不足するであろうということが予測されます。これらについて、例えば種別をするだとか足りないものは何だとか、それを助けるのはどうすればいいのかとかというマンパワーの側面で防災対策部長にお伺いをしたいと思います。

○**防災対策部長（楠田泰司）** 避難所運営に関しましてですけれども、私も能登半島のほうに行きまして、行政が避難所運営を全部担うのは、これはもう不可能だと実感として思いました。

そこで自主防災組織というものがようになってくるんですが、今、三重県、自主防災組織は3800を超えています。

ただ、市町の人と意見交換すると、やはり組織によってかなり活動の幅が違くと、そう聞いております。

そこで我々は人材の育成ということは非常に大事だと思っております、大きく二つの柱から行っています。

まずは、全体を底上げするという意味で、みえ防災コーディネーターの育成講座で基礎的なことを上げていく。

そして、もう一つ、実際に避難所を担ってもらうのはやはり人です。そこで自主防災組織のリーダーの人材を育成したいということで、そのリーダーの人を対象にした単なる座学だけじゃなくて交流会なんかを行って、いろんな事例を学んでもらっています。

あわせて、今回能登半島で大変課題がありましたので、来年、避難所を会場にして自主防災組織リーダーの人に避難所運営に特化した研修訓練をやりたいと思っています。

こういったことを積み重ねながら、少しでも避難所運営がうまくいくように取り組んでいきたいと、こんなふうに思っております。

〔32番 東 豊議員登壇〕

○**32番（東 豊）** ありがとうございます。

新たに避難所運営に特化した訓練をしていくと。これは実践に備えてぜひ

やっていただきたいと思います。

私、当選して13年になるんですけども、一番最初に一般質問したのを今、思い出しますが、大紀町錦って昔は紀勢町錦だったんですが、タワーを造って、この南海地震のときに犠牲者が64人いるんです。もちろん、当時のときと今とではインフラが違います、ハードも違いますし、ソフトも違うんですが、三重県で406人犠牲者を出していらっしゃる。愛知県、静岡県で大体400人ずつですので、1200人ぐらいが犠牲となられた。堤防とかいろんなものがあるわけですけども、いざとなると新しい課題がすごく見えますので、知事、1分ありますが、突然です、通告していないんですけども、この防災の知事というふうに、このまさにそういう時期でありますので、孤立集落が想定される、その中で海からも陸からも道もそうです、いろんなものをインフラも人材も整備しないといけないという課題があるのですが、ちょっと御所見だけ伺いたいと思います。

○知事（一見勝之） 防災については、行政、我々が取り組むべき一丁目一番地という話もさせていただきました。

また、この議会でも今日も川口議員、それから辻内議員からも防災について御質問をいただきました。以前、防災リーダーにつきましては今井議員からも御質問をいただいて、私ども防災対策部も組織も強化をし、そして来るべき、恐らく、来ないほうがいいんですが、来ると思われる南海トラフ地震に対して対応するところでございます。

今日議員からいただきました避難所、これも一つ大事なポイントやと思います。総理もおっしゃっておられますので、我々もそれに応えられるようにしっかりと対応していきたいと思います。

[32番 東 豊議員登壇]

○32番（東 豊） ありがとうございます。

短い時間でしたけれども、しっかりと取り組んでいただきたいと思って関連質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林正人） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

## 議案の上程

○副議長（小林正人） 日程第2、議案第159号及び議案第160号を一括して議題といたします。

## 提案説明

○副議長（小林正人） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました補正予算2件について、概要を説明いたします。

喫緊の課題である経済対策については、国の動向も見据えながら、必要な補正予算の編成を指示してきたところです。

国の経済対策について閣議決定がなされ、一定の方向性が判明したため、可能な対策についてはできる限り早期に実施することとしました。

議案第159号及び議案第160号の補正予算は、県民の安全・安心を確保するための防災・減災、県土の強靱化の推進に早期に取り組むとともに、匿名・流動型犯罪グループによる強盗事件等が多発していることを踏まえた防犯対策に取り組む経費などとして、一般会計で261億2541万円、企業会計で1億6800万円をそれぞれ増額するものです。

一般会計では、歳入の主なものとして、国庫支出金について113億1537万3000円、県債について139億4100万円をそれぞれ増額しています。

歳出の主なものとして、道路や河川、砂防、ため池整備など、国の経済対策の一部である防災・減災、県土の強靱化のための対策等について、閣議決定を踏まえて早期執行に努めるため、国補公共事業で221億4335万6000円、国直轄事業で39億2594万5000円をそれぞれ増額しています。

匿名・流動型犯罪グループによる強盗事件等が多発している昨今の情勢を踏まえ、防犯カメラ設置費用に対して補助を行う市町を支援する費用として2900万円、警察本部において可搬型の街頭防犯カメラの設置等を行うための

費用として1943万9000円、いわゆる闇バイトによる犯罪加担の未然防止や被害防止のための啓発費用として767万円を計上しています。

小規模企業・農業者等の経営活性化を図るための利子補給及び信用保証料補助を行うための債務負担行為の設定を行います。

企業会計では、下水道施設の地震対策を推進するため、流域下水道事業会計で1億6800万円を増額しています。

今後も、市町や関係団体との調整も行いながら、引き続き必要な対策の検討を進める所存です。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（小林正人） 以上で提出者の説明を終わります。

## 会 議 時 間 の 延 長

○副議長（小林正人） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後7時まで延長いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林正人） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後7時まで延長することに決定いたしました。

## 休 憩

○副議長（小林正人） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

---

午後4時35分開議

## 開 議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第159号及び議案第160号の審議を継続いたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

## 議 案 付 託

○議長（稲垣昭義） お諮りいたします。本件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託し、会議規則第36条第1項の規定により、12月4日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

議 案 付 託 表
-----------

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
159	令和6年度三重県一般会計補正予算（第4号）
160	令和6年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

---

○議長（稲垣昭義） これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（稲垣昭義） お諮りいたします。明3日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明3日は休会とすることに決定いたしました。

12月4日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。  
午後 4 時36分散会